



Title	文献学者から歴史家へ：『エステ家史論考 (Antichità estensi e italiane)』におけるムラトリー史学の成立
Author(s)	米山, 喜晟
Citation	大阪外国語大学学報. 1988, 75(3), p. 85-117
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81188
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

文献学者から歴史家へ

——『エステ家史論考 (Antichità estensi e italiane)』^①
におけるムラトーリ史学の成立 ——

イタリア語学科 米 山 喜 晟

Dall' archivista allo storico

— La formazione storiografia muratoriana nelle Antichità Estensi —

Yoshiaki Yoneyama

Riassunto

Cap. I Il corso della formazione delle Antichità Estensi rintracciato attraverso l'Epistolario di Muratori

L'importanza di quest'opera nello sviluppo dell'attività intellettuale di Muratori. Prima della pubblicazione di quest'opera (di Parte Prima 1717), il Muratori era un archivista molto abile, ma non era ancora storico. Il suo ruolo incaricato era soltanto di fornire i materiali a Leibnitz. Il suo conflitto con il gran filosofo per acquistare l'indipendenza di scrivere di sé stesso la storia della casa d'Este.

Cap. II L'abbozzo dell'opera (di Parte Prima).

Cap. III Le rappresentazioni dei punti significativi. Della nobiltà italiana e europea. Della Marca. L'origine della casa d'Este era longobarda. La difesa della nazione longobarda. Il cambio della nazione da quella bavarese a quella longobarda. Il significato dell'indifferenza dell'autore verso la nazione bavarese in quest'opera. Il sistema dell'eredità dei longobardi. La gran influenza di questo sistema nella storia. La realtà pratica del sistema. Lo sviluppo della formazione del cognome ecc.

第一章 『書簡集』^②より見た歴史家の誕生

L. A. ムラトーリ (以下M. と略) は、決して波瀾万丈な生涯を送ったわけではなく、それどころか「文献目録がそのまま伝記」^③と評された程の極めつけの書斎人であったが、それにもかかわらず

彼なりの大きな葛藤や起伏に充ちていたようである。今日ムラトリーといえ、我々は先ず歴史家だと考える。我々の手許にある百科事典^④の類を眺めても、真先に storico と規定されていて、我々はほとんどそれに疑いをはさまないだろう。しかし1812年、40才のころのM.を見た人は、まず彼を文献学者 archivista, filologo と呼んだであろうし、文学者 letterato, さらに博識家 erudito などと呼ぶこともありえたであろうが、歴史家と呼ぶことはかなり困難だったのではないかと思われる。たしかにこの年彼は G.Fontanini との間で戦わせたコマッキオ論争にほぼ決着をつける『詳細な解説(Piena Esposizione)』^⑤という大部の著書を刊行し、そこには歴史研究としての重要な内容が含まれていたが、まだその依って立つ基盤は文献学者としての素養であり、また彼の学問的能力を証明し、ヨーロッパ全域に及ぶ名声を保証しているのは、ミラノの司書時代に刊行した Anecdota Latina I^⑥およびその続篇 Anecdota Latina II^⑦の二著であるという事情は変っていなかった筈である。彼はそうした文献学者としての実体験に基づいて『良識に関する反省』^⑧を執筆し、「真実らしさ」の重要性を説いた詩論『完全なイタリア詩について』^⑨、あるいはペトラルカの『カンツォニエーレの評釈』^⑩などを刊行して、40才という年令にふさわしい立派な業績を残してはいたが、今日我々が彼に対して持っている歴史家というイメージからは程遠い存在であったことを認めなければならないのではないだろうか。当時の彼の業績から必然的に感じられたであろう、デカルト・ガリレオ的合理主義を实践した、近代的な学問観と文学観を持つ清新な論客というイメージは、それ自体魅力的でないとはいえないが、少なくとも我々がその後の驚異的な業績を通して有している奥底の知れない歴史家兼文献学者というイメージに較べると、甚だ凡庸なものであると見なさざるをえないようである。はっきり言って、まだその当時は、歴史家としての存在は微々たるものであり、その可能性も誰にも察知しえなかったといえるだろう。

勿論歴史家と文献学者との間に、このように明確な一線を設けることには、異論の余地があるかも知れない。またM.の業績を検討する際、その本質的な価値はむしろ文献学者としてM.の役割にあるのではないかという見方（実は私自身もそれに近い立場である）も十分に存在しうる。にもかかわらず、やはりM.の学問研究の発展を理解するためには、あえてそこに一線を画し、むしろ相違点を誇張して対立概念のごとく見なす必要があるのではないかと私は考えるのである。

そうした見方に立ってM.の業績を評価した際、コマッキオ論争を通じてM.はようやく自分の文献学的能力を、歴史家としての構想の下でほぼ統御しうるに至ったと見なしうるのではないだろうか。しかし『詳細な解説』に関して見てきたように、彼はあくまで手許に存在して利用しうる文献に忠実に従うことによって論証を進めていたのであり、むしろ文献や資料に徹底的に依存するという方法が、論敵 G.Fontanini を文字通り閉口させて、結局は沈黙に追いこんだわけで、たしかに構想がなかったことは言えないし、それは論争には適していたけれども、基本方針はむしろ文献学への徹底的依存だったのであり、その点においてまだこの時期の著作は、『詳細な解説』をも含めて、歴史家と文献学者とがM.の中で拮抗し合っていると見なすことが妥当ではあるまいか。

結局M.の場合、真の意味での歴史家としての構想力や推理力が、文献学者としての能力を十分に

統御しえて、かえってそれ故に文献学的にも秀れた成果を生み出すに至るのは、つまり歴史家としての自己を確立するに至るのは、本稿で扱っている『エステ家史論考』においてであったと言えるであろう。その第一部が1717年M.が45才の時にモデナで刊行されたことを考えると、彼が早くから名声を得ていた割に、その歴史家としての出発は、特に当時としては決して早くなかったようである。第二部はそれよりずっと遅れ、完成までに約20年間を要し、刊行されたのはようやく1740年のことであった。しかしこの二巻のエステ家の歴史は、彼の歴史的著述の中では最も内容の充実した完成度の高いものであり、その三大業績^⑪には加えられていないものの、むしろ代表作と見なすことさえ可能である。

ところがこの著書が必ずしも順風萬帆の中で生まれたわけではないことが、M.の甥 G. Soli の以下の記述によっても推察しうる。

「Giusto Fontanini 師がコマッキオに関する著述の中で、エステ家の古さとか高貴さとかについて勝手気儘な疑いを述べたため、M.は主君 Rinaldo 公からこの問題を論じるように命じられた。かつては物語詩と系図学との間に大した違いがなく、自分が描こうとしている家柄に装飾が足りないと感じた場合、気の向くままに飾り立てることをためらう人は少なくなかったものだ。しかしすでにM.は、自分の主君が有している真の高貴さや名声のために、そうした不真面目な仕方ではサービスする気はなかった。そして彼は、無知の何世紀ものひどい暗闇に包まれた真実に光を当てるためには労苦をいとわず、いかなる手段をも逃がさなかった。この目的のため、彼は主君とともに英国王ジョージ世の命によって、1714、15年の秋およびその翌年の春、Pietro Ercole Gherardi 学士と共に、できるだけ多くの古文書館をたずね、目にするのできた無数の羊皮紙の中から、M.より以前にエステ家について記した人々が知らなかった事柄の発見を大いに助けてくれる事実を、少なからず見出した。この助けのおかげで、彼は真実へのあらゆる情熱と愛を傾注して、『エステ家史論考』第一部の完成に至った。そこで彼は、蒐集された文献だけではなく、古い歴史書から採り出された真正で明白極まりない証拠に基づいて、その起源が途切れてしまう10世紀以来一貫して、エステ家が「侯」の称号で世に知られていたことを発見すると共に、800年くらい「侯」あるいは「公」の称号を有したトスカーナ領主 Adalberti 一族に由来していることを示した。またそれと同じく疑いの余地のない証拠によって、皇帝の選挙権を持つブルンズヴィック（ブラウンシュヴァイク）家が、1055年ごろドイツに移住してバヴィエーラ公となり、さらにその領土にサクソニア公領を加えた、高名な Azzo IIの息子の Guelfo V（実際はIV）に由来することを証明。このブルンズヴィック王家とエステ家を結びつけた主張は、1711年に Gotifredo Guglielmo Leipnizio（ライプニッツ）に宛てて書かれた有名な二通のラテン語の手紙の中で論じられ、ライプニッツはその第一^⑫のものを、同年ハンノーファで印刷された Scriptorum Brunsvicensia Illustrantium の第三巻の序文の後に付けて公刊している。たまたまM.は『エステ家史論考』の第一部を仕上げて1716年に世に出すことができたのだが、主君のエステ公が、前述の英国王の要望に応じるため、M.がそれを世に問う前に、同じテーマについて著述していたライプニッツに知らせるよう配慮した。そのためM.はモデナ

におけるその著の刊行を、1717年まで延期しなければならなかった。それ所か彼は、かの学者（ライプニッツ）が、手許に送られて来た原稿の写しを一年以上も手許に留めることによって、M.の発見を彼より先に利用しようとしなかつたかという、大変根拠のある心配に基づき、印刷させる際に自分の原本を用いさせる必要が生じた。」^⑬

さらに甥は、1717年M.の作品が公刊されると、方法論の新しさと立派な出来栄で大好評を博し、たとえば Fresnoy 修道院長が家族史の模範としたと記しているが、今引用した、若干誤りを含む上に、表現が分りにくい甥の記述によっても、M.とあの名高い哲学者ライプニッツとの間に、本書をめぐるトラブルが生じていたことが推察しうるはずである。このトラブルについては、M. Càmipori が編集した『ライプニッツ—ムラトリー往復書簡集』^⑭がある上、すでに Bertelli のすぐれた著述^⑮と、Rosa のそれに対する書評^⑯が存在するのだが、やはりこの問題を抜きにしてこの作品の成立は語り難いように思われるので、主にM.の『書簡集』より、その過程を辿りたい。

その葛藤の経過を振り返ると、M.の生涯はエステ家文書館長という終生の地位も含めて、ライプニッツの存在と余りにも深く関わっていることを感じざるを得ないのである。ライプニッツがエステ家史に関わりを持ち始めたのは、古く1685年、彼が39才で（当時M.は13才）、仕えているハンノーファー家の先祖ヴェルフェン家の歴史の編纂を依頼された時点にさかのぼる^⑰。『单子論』の哲学者であり微分法の創始者でもあったこの人物は、1687年から3年間、ヴェルフェン家史執筆用の資料蒐集のため北ドイツとイタリアを旅行して1689年末にはモデナを訪問、6週間にわたって滞在し、M.の恩師 Bacchini と知り合っている^⑱。すでにこの時彼は、ヴェルフェン家とエステ家とを結ぐ環の役割を Alberto Azzo II が有していて、さらにその父も Azzo と称したことを発見し、そのことについてエステ家の Rinaldo I と、Carlotta Felicita di Brunswick との縁組が成立した機会に『ブルンズヴィックとエステとの関係についての書簡』（ハンノーファー、1695）を公刊している。^⑲しかし彼は余りにも多忙であったため、自分で資料探索を進めることができなかったため、1699年 Friedrich August Hakemann を代理に派遣して調査を続けさせようとしたが、モデナの古文書類が余りにも混乱していたため、Hakemann は調査を断念し^⑳、Rinaldo I にすぐれた文献学者を雇って整理するよう勧告、このことがミラノで活躍して名声を高めてつづつあったM.の帰国の原因となった。従ってM.はまさにエステ家古文献を整理して、その重要な部分をライプニッツに報告するために、エステ家に雇用されたと言っても過言ではないのである。ところが、すでに見た通り、オーストリア皇帝の派遣した軍隊がコマッキオを占領した時点から、エステ家の古文献の責任者として、ほとんど否応なしに法王庁との論争に巻きこまれ、エステ家の歴史を探る必要を課せられる。しかもこの時、G. Fontanini が、エステ家の由緒等は大したものではなくて、13世紀中ごろまで、単なるパドヴァの一貴族に過ぎず、その後法王庁の恩恵と幸運に恵まれた結果、今日のエステ家があるのだと断定したために^㉑、やはり古文書館長として反証の義務を負わされることになる。甥 Soli は、M. がエステ—ブルンズヴィック両家のつながりを発見したように記すが、勿論これはすでに見た通り誤りである。また主君の命によって旅行した結果発見した資料に基づいて『エステ家史論考』を書

いたように記すが、実際には旅行はむしろ大半が早くから分っていた事実を確認するため、証拠固めのために行われたという印象が強いのである。以下では主に Bertelli の詳細な研究と『書簡集』の助けを借りながら、この作品が成立するまでのライプニッツと M. との関係の起伏を辿りつつ、成立過程を探って見る。

M. がエステ家の古文書館に勤めた経緯から考慮すると、むしろ M. のモデナ帰国直後から両者の間で頻繁に文通が行われていても不思議はない筈だが、Càmpori によれば、その時期は意外に遅くて、コマッキオ論争が生じた後の1708年11月28日に M. が最初の書簡をライプニッツに送ったとされている²²。なお、『書簡集』第14巻の巻本に付された統計表²³によると、M. からライプニッツに宛てて42通、ライプニッツから M. にあてては、39通の手紙が残されているということだが、この数字は特に多いとはいえない。しかし中には論文と呼びうる程の長文の書簡が数篇混っている上、コマッキオ論争と以下で見るような事情が関係して、M. の精神発達史上極めて重要な文通であった。

ところで、M. のライプニッツへの最初の手紙は、Bertelli が指摘している通り、²⁴同年11月20日にウィーンの Carlo Antonio Giannini 伯から、Rinaldo I あてに、法王庁に対してエステ側はブルンズヴィック宮廷およびその顧問官ライプニッツと連携して論争すべきだという勧告の手紙が送られたことと関係がありそうである。事実 M. はその翌月の12月25日に再びライプニッツに手紙を送り²⁵、明らかにコマッキオ論争に対する援護射撃を求めていると取れる内容の手紙を送っており、その前触れと取れなくもないだろう。しかし M. が最初の手紙の末尾で、現在分冊で刊行中であるライプニッツのブルンズヴィック家に関する資料集を主君も自分も非常に喜んでいると記した後、「しかし誰かに老（＝父）Albetto Azzo の先祖たちを見つけようという意欲が出て来ないものでしょうか。私は、閣下がまだそれ以前の時代のいかなる文献も発見しておられないことを見ましたので、そんな望みは失いました」²⁶と記していることは極めて興味深い。さらに、一ヶ月後の手紙で、M. は Sr（＝Sig.）Acman（＝Hakemann）が Vangadizza から持ち返ったとされる文献の内容を知りたがり、「少くとも公刊されるのかどうか知りたいものです」²⁷と付け加えて、エステ家の起源への関心が本気であることを匂わせている。どこまで計算されているかは兎も角、コマッキオ論争における連携を求めつつ、いわばその見返りとして、ライプニッツにとって最も興味をそそられるエステ家の起源への共同研究への協力をほのめかしていると受取れなくもないであろう。またこうした誘いは、M. に文献学的な実績があることや、何にもましてモデナ文書館の長であることを考慮すると、ライプニッツには極めて魅力的なものに映ったはずである。下村寅太郎は「1685年以来、ライプニッツに課せられたウ（ママ）ェルフエン家の歴史の編纂は、彼の晩年の重い負担となった」²⁸とし、また「ウェルフエン家史にさきだって資料の出版は見事な形式でなされたが、ウェルフエン家史そのものはカルル大帝からザクセン皇帝の終わりまでにとどまり、遅々として進まず、ライプニッツの悩みのたねとなってきた。宮廷はこれの完成を督促し、ついには『幻の書』とまで皮肉を言われた」²⁹とし、あるいは「この重圧の下にライプニッツは挙げてこの家史の完成に没頭し、ついに死の直前

8日まで労作を続けた。そうしてようやく『1005年』まで至り得たころであった^⑩と記しているが、そうした状態に追いつめられつつあった老学者にとって、M.のごとき篤学の士の出現は、まさに地獄に仏の感を支えた可能性がある。それにしても、最初の手紙の「そんな望みは失いました」とは、後の成行きから考えると、M.もヌケヌケとよくぞ書いたものであるという感じがしなくもない。他にも Bertelli も指摘している通り^⑪、「このことに関しましては、あなたが先生の役目を果たし、私がそうであると宣言しております通り弟子 (discepolo) の役目を果たすべきです」^⑫自分の仕事を見直して、訂正し、承認していただきたい、などという要望を行っていることもあり、M.はあくまで謙虚だった。勿論26才という年令の差、ライプニッツの名声、しかも彼が恩師 Bacchini の友人であること、そしてまさにライプニッツこそエステーヴェルフェン両家のつながりの発見者だったということを考えると、M.の態度は決して不自然なものとは言えない。しかしそれと共に、これらのことばが記された時点（後の引用は、1709年6月29日付）では、コマッキオ論争が始まったばかりで、M.はまだエステ家の歴史に余り通じておらず、論争の見通しは予断を許さない——それどころか法王庁側に今後さらにどんな論客が現れるかも予測し難いという、はなはだ心細い状態だったという事実も無視しえないのではないだろうか。当時のM.にして見れば、まさに誰かに弟子入りしてでもエステ家に関する情報を得たかったはずである。

だがM.は元来他人から教えを乞う立場に甘んじていられる人間ではない。早くも、それより前の1709年2月6日付わずか3度目の手紙で、「老 Alberto Azzo の先祖たちについて、私もこれまでにいくつかの確実な事柄を発見しております (ne pur' io ho trovato), よその古文書館で何らかの情報が見つけ出せるかどうかを調べる仕事だけが残っております。私はそうした目的のため、多少の暇を見て、ロンバルディーアを一回りして来たいと考えております」^⑬と打明けており、Azzo の親子の先祖たちに関して、すでになかなりの知識をつかんでいることをほめかしている。さらに注目すべきは、それから二ヶ月後の4月4日付で出された手紙で、そこではまずライプニッツが30年来進めており、1706年ごろM.に間接的に協力を打診して来た『エステ家の復権 (Vindiciae Estenses)』という書物について触れ、主君の Rinaldo I が、「ブルンズヴィックとエステの両家の名誉のため、高名なるライプニッツ先生の知識と信用とが有益であることををご存知です」^⑭大いにその計画を喜んでおられると激励した後、「あなたがかくも高貴なご意向をお持ちである現在、どうか私をそうした作業のためのあなたの助手として、お認め下さいますように (anzi si degnerà d'ammettere me per suo Aiutante in opera tale), そうすれば二つの家の子孫および起源につきまして、一そう確かな証拠を通してあなたと私との両名の名で公表できますことを、主君も喜んで下さるでしょうし、また私が思いますに、両家に分かれる以前をそうと呼ぶことにいたしましてエステ家の前身 (antichità della casa d'Este) につきまして、お知りになれることを、さらに詳説していただくことも可能でしょう」^⑮という、明らかに共同研究の申し出と受け取れる提案を行っているという事実である。その際にも、たしかにM.は「助手 (Aiutante)」としての参加を希望していて、

謙虚でないとは言えないけれども、その一方で自分と組めば損にはならないとも取れる表現も見られるし、またその後でもすでに重要な事実をつかんでいることを伝えることを忘れていない。先に見た「先生」と「弟子」という表現を用いた手紙が、それから約3ヶ月後に書かれた(6月27日)ことを考えると、「弟子」とか「助手」とかいった表現は、額面通りには受け入れられないことは明白である。しかしはなはだ誤解されやすい表現だったことも否定できない。

事実ライブニッツはそう誤解したか、むしろそう誤解しようと望んだようである。すなわち Bertelli によると「ライブニッツは自分が唯一の歴史記述者であり、彼のためにM.が、作品にとって必要だと判断される分の資料だけを徐々に供給してくれるべきだと固執した³⁶⁾」とされ、それに対して「M.の方ではドイツの大学者に比して自分が準備不足だとは認めていたが、(自分こそ)イタリア系の歴史の唯一の記述者だと申し出ていた³⁷⁾」とされていて、先に引用したM.の「弟子」という記述も、実はそういう文脈からの極めてムシのいい要望だったわけである。どちらもどちらとも言えないが、双方共に自分の要望はかなえられそうだという楽天的な観測を捨てなかったようで、その協力関係は、結局M.が先に書き上げた『エステ家史論考』第一部の写しをライブニッツの許に送り、ライブニッツがその出版を、自著の完成時まで延期するようM.に求めた時点まで続き、双方の思い違いの上に立っていたにもかかわらず、エステ家の起源を探るのにはかなりの成果を生んだといえそうである。殊に若くて準備不足だったM.にとって、権威ある相談相手を得たことは、何にもまさる精神的な支柱となった筈で、歴史家としての自己を確立する上で、客観的に見てライブニッツこそ生涯の恩師だったと評しても良さそうである。しかし主観的には様々な曲折があったことも事実である。

元来慎重なM.は、先に見た手紙の中でほのめかしていた、エステ家に関して得た知識なるものを、当初の手紙の中では仲々はっきりと語ろうとはせず、小出しに、むしろ相手の反応をうかがい、その力量を探っているような印象さえ受ける仕方で徐々に伝えている。

しかしついに1711年、2通の論文とも呼べる程に長文のラテン語の手紙によって、それまでに彼が知りえたことをライブニッツに報告する。そうした行動に転換したのにははっきりとした動機があって、それはライブニッツがそのヴェルフエン家に関する資料集 *Scriptorum Brunsvicensia Illustrantium* の第三巻を近く出版するつもりだと知ったため、その附録に加えてもらうためであった。このようにいうとM.が余りにも打算的なようだが、当時まだコマッキオ論争の真最中だったことを考えると、権威の高いライブニッツの最新の資料集の中に自分のエステ家の起源に関する報告を加えれば、同論争に関連して主家にとって極めて有利な援護射撃になると考慮した結果でもあり、単に個人的な名誉欲だけに基づいていたわけではないことを、配慮してやらなければならぬ。

その2通とは、1711年2月12日付の第1121書簡および同年2月19日付の第1127書簡³⁸⁾で、後者に続く1128書簡(同日付)では、「いくつかのその他の調査が済みまして、少し余暇が取れましたら、これまでまとめてまいりました作品を一そうよく洗い直し、整理したいと思います。またその中で、

私が確認したかぎりのあらゆる証拠と記録とを提示しましょう³⁹⁾」として、『エステ家史論考』の執筆を予告している。なお第1121書簡の後にも、同日付のイタリア語で記された第1122書簡が付けられていて、前の書簡を「ほとんど私が完成している作品の要約もしくは概⁴⁰⁾とし、さらに「それを3日間という信じ難い早さで書きました」⁴¹⁾とした後、「しかし私は、閣下のご好意によって、私のつまらぬ作品が公刊していただけるか、あるいはその気になっていただけるものと自惚れております」⁴²⁾ということばで、自分のラテン語の報告が、ライブニッツの資料集に採用されるよう暗に催促しているのである。

さてそのラテン語の第1121書簡および第1127書簡であるが、前者はまず研究の前提条件や基本的事実（Alberto Azzo はロンゴバルド族だった等々）を眺めた後、「Alberto Azzo (II) 侯の父について」⁴³⁾という章で、その父はもう一人の Azzo (I) で、その兄弟に Ugo, Adalberto, Obizo がいたらしいと推論する。さらに「Alberto Azzo (II) 侯の祖父について」という章を設けて、それが Oberto 侯だと指摘、続けて「Alberto Azzo (II) の曾祖父について」という章で、それがもう一人の Oberto だと指摘、さらに「Alberto Azzo (II) の他の先祖たちについて」の章で、Adalberto 他それ以前の先祖たちへとさかのぼっている。以上の構成によっても M. はすでに Welfo (IV) 公の父だった Azzo II の先祖を少なくとも四代は探り当てていたことが分る。もう一つの書簡は、前文の後に3章を設け（標題略）、基点となった Alberto Azzo (II) の息子 Welfo (IV), Ugo, Folco らの子孫について個別に論じ、当然エステ家の祖先である Folco の系統に大部分の紙数を割いている。これらの二通から分ることは、たしかに一応骨組はできているものの、まだ『エステ家史論考』の実現には程遠いということで、「ほとんど私が完成している」ということばはかなりの誇張だったと見なしうるということだ。なお二つの書簡中、M. は当然ライブニッツがまだ公表していない事柄を解明した前者の方に価値があると考え、その掲載を希望した筈だが、ライブニッツは第1127書簡の方を採用して、前者はボツにしてしまった。これによってまず M. はライブニッツに不信感を抱いたようである。しかし実際にはさすがに年を重ね、資料集めにも熱心だったライブニッツの方がかなり先に進んでいた模様で、Chiappini のことばを借りれば「ライブニッツの心中には、イタリアの協力者の成果に比して、自分が達成した成果の方がずっとすぐれているという意識があった。エステ家の系図について M. の二通のラテン語書簡を受け取った後、1711年3月20日、彼は M. に対する返書の中で、『私はあなたが指摘して下さったことで、私が知らなかったことはほとんど無いということが分かりました。しかも私は、あなたが見落としておられることをまだ他に多数見つけております』と記した」⁴⁴⁾ということである。こうした手紙を得た直後に書かれたと思われる M. のライブニッツ宛ての手紙（同年4月28日付）にも、多少弁解もしくは愚痴めいたことば（各地に八方手を尽して情報を求めたが大した成果はなく、旅行にも行く暇がないといったもの）はあるものの大した反撥はみとめられないが、4月16日付のその次の手紙には、自分が送ったラテン語の第二書簡のみ採用されたことに言及し、それが「慎重な配慮」に基づくことを認めつつも、コマッキオ論争の

ために自分の計画（第一書簡も併せて掲載してもらうことらしい）を中止するつもりはないという、結局は無視されてしまう強い期待を述べている^{④⑤}。こうしたM.の態度はかなり強引で、ライプニッツの消極的な評価などものともしていない。

1712年の『詳細な解説』の刊行によって、M.はようやくコマッキオ論争に展望を持つに至り、以後『エステ家史論考』に本格的に取り組めたようである。だがライプニッツと文通を始めた当初から念願していた資料蒐集の旅に出たのは、ようやく1714年の9月からであった。しかしそれ以前にも、人を介して四方八方から資料を送らせていたことはすでに見た。たとえば Càmpori の書簡集の巻末の統計を見ると, *dottore Pietro Ercole Gherardi* という、彼が1714年の旅に助手として同行した人物は、M.宛てに520通の手紙を書き、M.から彼宛ての手紙はゼロという、極論にアンバランスな数字が出ている^{④⑥}が、勿論M.の側のコピーが紛失された可能性も少くはないものの、やはりこの珍しい現象は、G.がM.の助手として、調査を代行していたためと考えるべきではないだろうか。調査旅行を何度も予告しつつ、その出発がこれ程遅れたのは、こうした援助があったことや、M.の多忙や病弱の他に、結局M.が余り旅行好きの人間ではなかったためのように思われる。司祭でありながら、生涯一度もローマに行かなかったというのは有名なエピソードだが、彼はその生涯で若い頃のミラノ勤務や近郊の別荘行きなどを除くと、数える程しか旅行していない。旅先から送られた手紙を見ても余り楽しそうではない。

たとえば1714年10月23日ルッカ発の宛先不明の手紙などは、ごく身近な人物に書かれたらしく、まさに本音が出ているといえそうである。

「私は先週土曜日フィレンツェを出て、ピストイアに立寄り、そこで見出せるかぎりの古いものを訪ね、昨夜こちらに来ました。何度も雨が降り、道はぬかるみ、大きな石がころがっておりまして、二輪馬車がひどく揺れたために、背中も脇腹もひどく痛みます。祖国に近づいていることを見ることのみが私を慰めてくれます。私は橋も小船もなしで渡らねばならないドラコーネ川やセッキア川との喧嘩には自信がありませんので、天気が良くなることを望んでいます。その間もかの文書に近づくことができますよう手配を進めています。万聖節までにはモデナに戻れますように」^{④⑦}

まさにおよそ面白味のない旅の手紙だが、フィレンツェからピストイアを経てルッカまでというコースで、雨と悪路にしか触れないというのも特筆に価するであろう。わずか二ヶ月で「祖国」もないように思うが、これこそまさに旅嫌いの人物の手紙ではないだろうか。しかしこの旅行の収穫は決して少なくなかったらしく、帰国後1月半以上経った12月19日、M.はライプニッツに次のように報告している。

「さて私はあなたに旅行したことを告げねばなりません。ボッピオ（あの *Ottone II* の証書の原本は見つかりませんでした）、パヴィーア、ジェノヴァ（そこでは何もなくて、たとえあっても古いものは何一つ見られませんでした）、サルザーナその他ルニギアーナ地方、ピサ、ヴォルテッラ、シエナ、アレツォ、フィレンツェ、ピストイア、ルッカへの旅でした。フィレンツェとルッカでは、何も見ることができず、ピサの司教文書館も私のためには開かれませんでした。996年 *Adalberto* 侯

の寄進状を探すために、私はわざわざヴォルテッラに出かけました。いくつかの文書館を見て、Inghirami 家の目録から、その文書が市の文書館にあることを知りました。だがその中に入ってみますと、その文書もなければ、喜んで手にしたくなるような、何らかの注意に価する文書は全然見つかりませんでした。そこで呆然として胸を痛めつつその地を去りました。アレツォでは、オベルト領 (Terra Obertenga) の記録を見つけ、ルニジャーナでは1200年ごろまで、エステ家がその地方で古い封土を有していたことを発見し、私はわが Alberto Azzo 侯がルニジャーナ伯だったことを確認しました。要するに私は今、私たちの主君の系図を Oberto の父である老 Adalberto 侯まで全く誤りなしにさかのぼれると信じるに足る、多くの資料を手中に収めています。しかしその Adalberto なる人物が一体誰であり、どこから来たのか、これまでに見出すことはできませんでした。私はトスカーナ侯の Adalberto たちがバイエルン族であり、だからエステ家の先祖ではないのではあるまいかという大きな疑いに捕らわれております。だからもっと妥当だと判断できるような推理がないかぎり、私たちの Adalberto から先には進めないでしょう。そこでいつか他の誰かが、より幸運にも残りを発見してくれるのをあてにして待つことにします。⁴⁸⁾

同じ手紙は、翌年も今度はヴェネツィア方面に旅に出ることを予告しているが、あわせて次のような出版予告が記されていることが注目される。

「だから私は目下こうした資料と取り組んでおりまして、私はラテン語に翻訳（それはイタリア語で出版した後のことです）するという計画の下でイタリア語の作品を書くでしょう。その際、ラテン語で再刊する前に、先生に私の作品をご訂正していただくことになるでしょう。あるいは先生のラテン語のお手紙で私の論文の巻頭を飾っていただく (onorare il mio Trattato) ことになるかも知れませんが、その中で私が述べました事柄に先生のご判断を述べていただくことも、ご訂正いただくこともできるでしょう。それは先生のような偉大な巨匠のお筆によるものですから、そのことは私にとって永遠に貴重なものとなるでしょう。」⁴⁹⁾

かつて書き手は自分一人で良いから、M. は自分に資料を提供してくれれば良いという点に「固執」したことのあある大学者に向って、M. は全く屈託も遠慮もなしにこんな注文をしているわけであり、何の屈折も感じられない所は、むしろ立派ではないだろうか。しかしこれではその後には生じるトラブルは目に見えていたといえるだろう。

資料を入手した後のM.の集中力は驚異的で、翌1715年8月2日のロンドン在住のGiuseppe Rivaあての手紙で、早くも「近い内に、それを吟味していただくため、エステ家の古い起源についてのあの歴史を、ライブニッツ氏に送るでしょう。その後でいつか翻訳しようと考えています」⁵⁰⁾と記している。しかしその後間もなく彼は主君 Rinaldo I の紹介状を携えて、ヴェネツィアおよびヴェネト地方の都市、パドヴァ、ヴェローナ、ヴィチエンツァ等を約2ヶ月間歴訪する。ただし前回同様この時も、コマッキオ論争の影響や、ヴェネツィアの官僚主義のため、多くの障害に会って苦勞し、期待した程の成果は得られなかったらしい。

その後いよいよライブニッツとのトラブルが表面化する。1715年12月19日付の同じ Giuseppe

Riva あての手紙で、早くも「ライプニッツ氏は奇妙です。すでに私は彼あてに、私のエステ家の起源と故事の大筋を送りまして、さらにその後この夏には原稿全部を送りました。彼は自分の『年代記』を執筆中でありまして、私の労力で自分を飾り立て、私が織り上げた布全体の作者だと称して、多分それより先に自分の作品を印刷できるよう、私に原稿を送り返してくれませんか。私はこうした仕方の愛顧を喜べる程謙虚な人間ではありません」^{⑤1}と嘆いていて、その原稿が『エステ家史論考』第一部のそれと全く同一だったかは不明だとしても、ほぼこの時点でM.の作品は出来上っていたと見なしうであろう。M.が述べている疑惑は全く根拠のないものではなかったけれども、勿論ライプニッツの側にも言い分はあった。それをはっきりと述べたのが、1716年4月25日付の手紙で、そこで彼は「あなたはそこで、全く私の名を挙げていないではありませんか…(中略)。あなたはまるで、あなたがそこに記された本質的な事柄を発見したのが、あなた一人であるかのように述べておられる。大抵の場合、あなたは何かほんのつまらない事柄を取り上げたり、扱ったりする時にのみ、私を引用しておられる。しかしあなたは、早くも26年も以前に、ブルンズヴィック家が私をイタリアに派遣して、その時私がモデナ、トスカーナ、ヴェネツィア共和国で調査を行って素晴らしい成果を挙げたことを全く述べておられません…」^{⑤2}と極めてはっきりと不満の意を表明している。

実はこうした怒りの背後には、英国学会の大ボスのニュートンとの関係という、もう一つの事情が介在していたことが無視できない。周知のごとく、微分法の発見をめぐる、ライプニッツはニュートンとその優先権を争っており(ライプニッツのその発見は1672-3年であるとされる)、^{⑤3}Riva 等からM.の嘆きを伝聞したニュートン側から見ると、ライプニッツを盗作の常習者として天下に示すための好例と見なされたようである。余りにも露骨なやり方のようにも思われるが、RivaらによってM.のための運動が進められ、早くも1716年1月4日にはM.からニュートン宛ての手紙^{⑤4}が出され、同年5月M.はロンドン王立協会(Società Reale)の会員に登録されている^{⑤5}。こうした動きは、その学会政治的な性格上、当然ライプニッツにも伝わっていたはずである。M.自身もまた十分にその政治的な意味を理解して行動していたことは、同年3月12日付のRiva宛ての手紙から見て明白である。まずM.は「私はあなたの良き健康を喜ぶと共に、あなたとアカデミー会員(academici)が私のために配慮して下さったというニュースにこの上なく感謝しております。だがそれ以上に、私のライプニッツ氏との問題にお払い下さったご配慮に対して、あなたに感謝しております。実は私が彼の許に私の原本を送ったと書いたかどうか確かではありませんが、もしそう書いているようでしたら、あらゆる文献をもあわせて私の作品を、省略なしで丸ごと(per extensum)そうしたと言いたかったわけです。私は写しも取っていない作品を、無謀にもそれほど長い旅に送り出す程迂闊ではありません。しかしライプニッツ氏は、これ程私が度々頼んだにもかかわらず、まだ私に返却しようと答え続けておられるばかりで、しかしさらに新しい事柄を探究すべきであろう、そして印刷を急いではならない、それと同時に彼も私の作品に言葉を加えて、今年中には彼の作品をまとめ上げるなどと申しておられますが、必ず彼はその作品では私の発見を自分のものにしてしまい、ただいくつかの小さな特殊な事柄においてのみ、私の名を挙げて好意を示すことでしょう。今や私

は別の写しで作業を進めていて、それが済むと、輪転機の方に手配するつもりです。」⁵⁶と記す。おまけに彼は、同じ手紙の少し後で、「だが私は、そちらでかのライプニッツ氏と、私はもう生きておられないのではないかと思っていた、いとも高名なるニュートン卿との間で白熱している争いを知って、少なからず驚きました。私はこの上ない興味を持って、そのパンフレットを読み、あの学者と私との間で生じた曲折をふり返って比較して見ましたところ、両方のケースに類似があることを見出しましたが、私がそれに気付いたのは少し遅かったのです。しかしできるかぎり最大限の対策を講じるでしょう。それにしても、盗作者 (plagiarij) の性格というのは汚い性格です」⁵⁷と記し、ライプニッツのことを盗作者と決めつけているのである。勿論ここまで記した背景には、ライプニッツがすでに微分法の盗作者の汚名を着せられて、王立協会の名簿から公式にその名前が抹消された⁵⁸ことを知らされていたという事情も作用している。哀れなライプニッツは、ハンノーファー家から英国王となったジョージ一世に嫌われて英国に同行を許されなかつただけではなく、このように、輝かしい業績までを否定されてしまったのだが、M.にとってはそうした事情が悉く有利に作用したわけである。しかしM.自身は、Riva への手紙に記した程単純にライプニッツを否定していたわけではなさそうである。その後もそれまでと同様6月24日⁵⁹には同月行ったパドヴァやヴェローナ方面への旅行の報告を記し、8月21日にはライプニッツの手紙と、それと共に送られた書物への礼状を記し、10月22日には、同月行ったルッカ及びブルニジアーナ方面への旅行の報告を行うが、ルッカの司教館で11世紀の貴重な文書を数々発見したことを告げるこの最後の手紙には、もはや英国王やエステ公の紹介状でも、ヴェローナ、ピサ、フィレンツェ等の文書は利用しえないので、これまでに入手したもので満足すると述べる。さらに唐突に次のような文章が加えられるが、これこそ『エステ家史論考』を出版するという最後通牒と見なしうるであろう。「序文の中で (何の序文かとも記されていない)、私は閣下が『エステ家史論考』の主題を描き出すために払われた労苦を付け加えておきましたし、私が当然払うべき恭順の気持を添えて、英国国王陛下のことも記しておきました。今や閣下の『ドイツ年代記 (Annali di Germania)』のご完成とご出版が長びかないことを待つのみでございます。それはきっと世界中の歓呼によって迎えられるものと予想しております。やがて私の作品の印刷が再び開始されますが、それはわが国の慣行に従って極めて緩慢に進行することでしょう。」⁶⁰

恐らくこの手紙が届いて間もないと思われる11月6日に病床についたライプニッツは、同14日に没している⁶¹。哲学者とM.との確執は、主著『单子論』でさえも篋底に止められ、死後発見された⁶²というライプニッツと、驚異的なまでの速度で書物を次々と刊行したM.との間の書物に対する生来の理念の差に基づいていたと見なされるべきであろう。結局M.はこの人物の真意が理解できなかったと考えても差支えあるまい。だからこの事件は、M.という人間のある種の限界、浅薄さと評されかねないものを暴露したと言えなくもない。しかし我々がM.のそうした世俗的野心や能力の顕示によって恩恵を受けていることも否定しえない事実である。M.は恐らくライプニッツの死を知っ

ていた筈だが、12月2日付のパリにいる Riva 宛ての手紙では『エステ家史論考』の印刷が順調に進行していると述べただけで、ライブニッツについては全く言及せず。⁶³同月20日、パドヴァの Val-lisnieri あての手紙で始めて「我々は現代最高の学者のひとりライブニッツを失いました。こうして彼は、彼に不満を持つ英国人たちやその他の人々との争いを終りました。新年おめでとう」⁶⁴といやにそっけなく言及されている。M.には偽善も感傷癖もなかったのだ。

翌年1717年8月25日付で、M.から英国王ジョージ一世宛ての献辞が書かれ⁶⁵、9月9日付のロンドンの Riva 宛ての手紙に、「すでに『エステ家史論考』の印刷が終了しました」⁶⁶とあり、M.がライブニッツに原稿を送って、約2年目に『エステ家史論考』第一部は完成し、M.も本格的な歴史家としての業績を実現したのだった。

第二章 『エステ家史論考』の構成と主要内容について

『エステ家史論考』はM.が約30年の歳月をかけて完成した作品で、その本文だけでも第一部428ページ、第二部716ページという大作(ページ数だけでは大したことはなさそうだが、その1ページたるや1行約80ドット×54行とという大判)なので、その全貌を僅かな紙数で伝えることは到底不可能だが、幸いリッチャルディ版に、恐らく Falco の手に成ると思われる簡明な要約が出ているので、まずそれを一瞥してみよう(数字は部、章)。

「Alberto Azzo II が11世紀にエステの封土を得ていて、グェルフィ家の Gunegonda と結婚 (I, I), 両者の間で息子 Guelfo IV が生れ、嗣子の絶えた母方の実家を継承して、Baviera 公となり、母方の実家の支配権と財産を継ぎ (I, II), ブルンズヴィック家の基礎を開く (中略)。Azzo II は, Garisenda del Maine と再婚, Folco が生れ, 彼がエステの封土を継いで, イタリア系のエステ家を開く (I, III)。Guelfo V とカノッサ家の Matilde との結婚の結果生じた複雑な事情に触れた後 (I, IV), M. は諸制度に注意を向け, 実際に「侯領」を定義し, イタリアの Marca 「辺境領」を規定する (I, V-VI)。エステ家の完全私有領およびイタリア以外の大貴族との親戚関係を検討 (I, VII-VIII)。こうした基点を確立した後, さらにさか上る前に, 伝説を否定 (I, IX) し, ヨーロッパの全貴族はゲルマン人にその起源があると主張する (I, X)。さらにたつぷり16章 (IXI-XXVI) にわたって, 古文献を頻繁に引用しながら系図を構成し, こまかく状況を調べる手続きを進める。まず Vangadizza と, San Venerio の修道院への寄進に関する二つの文書より明らかになった, Azzo II の父, Alberto Azzo にさかのぼり (I, XI), そこから, さらにその父で息子らと共に (反逆者) Arduino 王の側に味方した Oberto 侯にさかのぼり (I, XII-XIII, 文献証拠を示すことによって, 反逆者の味方をしたため, Oberto 親子が Enrico I によって斬首されたとする Galvano Fiamma の説に反論し (I, XIV), さらにこの Oberto とは, 同名の人物 Oberto 一世の息子であったこと, またこの Oberto I は, Ottone I 帝の時代に, ルニジアーナとトスカーナ各地に広大な所領を有していた人物であることを証明 (I, XV-XVI) する。さらにその Oberto 一族から,

エステ家以外に、Malaspini 家および Pallavicini 家が枝分れしたことをも示す (I, XVI-XX)。Oberto I の父は、Bonifazio II の嗣子であるトスカーナの Adalberto I の息子 Adalberto II らしいが、ここから確実性は消滅し (I, XXII-XXIII), M. はむしろルニジアーナの Oberto (I) の子孫に関する調査を展開する方針を選ぶ (I, XXIV-XXVI)。彼は確実性の限界内で可能な限りさか上った後に出発点に戻り、Alberto Azzo II の子孫について、イタリア系の系譜を辿っていく。すなわち父 Azzo の遺産をめぐる Guelfo IV と Folco の争い (I, XXVII-XXVIII), Guelfo V とカノッサ女伯 Matilde の結婚, Matilde の財産の相続, ゲルフィ党対ギベッリーニ党の戦いなどを扱う (I, XXIX-XXXI)。Folco とその相続人についての記述に再び着手 (I, XXXII-XXXIII), とりわけ Obizzo I について詳述するが、それは彼がバルバロッサ (Federico I) よりジェノヴァとミラノの辺境領を与えられ、またフェルラーラにおけるエステ家の権力の最初の礎石となった San Romano の保護権を得た (1188) 上に (I, XXXIV-XXXV), 長子相続制に縛られないロンゴバルド族の法によって細分されたエステ家の相続財産を統一したからである (I, XXXVI)。さらに Obizzo I の相続人たち Azzo V や、フェルラーラの永久領主に選出された Azzo VI に移り (I, XXXVII-XL), 法王 Onorio III によってアンコーナ辺境領を与えられた Aldovrandino で第一部を終る。(I, XLI-XLIV ママ, 実は XLII)。

M. は 1215 年兄の全財産を相続した Aldovrandino の弟 Azzo VII より叙述を再開し、ますます叙述のテンポを遅らせた 13 章を通して、Alfovo II に至る。結局、すでにフェルラーラに対するエステ家の権利に関する覚え書で論じられた Alfonso I と Laura Eustacchio との間の身分違いの結婚 (matrimonio morganatico) の問題が、それに続いて論じられる。エステ家の継承の正統性は、この結婚にかかっているのだが、教会はそれが断続したと判断しているのに対して、その結婚から生じた子孫たちが Rinaldo I に至っている (I, XIV-XIX⁶⁷⁾」。

特に第二部は、余りにも簡潔すぎるくらいはあるが、以上によっても全体の構成は何とか把握できるはずである。第一部は、11 世紀の Alberto Azzo II から出発。その周辺を固めた後、直系の先祖を中心に、さかのぼれる所までさか上り、傍系が生じている場合はそれも合わせて検討する。通常歴史といえば古い時代から、時の流れに沿って進むが、M. のこの著では、当初は時代を時の流れに逆行して記述 (勿論全部逆行することは不可能なので、中心人物を順にさかのぼっているだけであるが) されている点が興味深い。これは、彼らの存在そのものから実証する必要があったために生じた苦肉の策であった。M. は XXII 章で 9 世紀の初期トスカーナ公として栄えた Bonifazio I にまでさかのぼり (pp. 207-8), 以下の通りのエステ家の起源の系図を構成して見せた。その系図は、今日最も普及している Dall' Oglio 社刊行の『大家族史叢書』の一卷として刊行されている L. Chiappini の『エステ家史 Gli Estensi』⁶⁸⁾ 所収の起源の部とほとんど差がなく、今日でもほぼ定説として通用しているらしい (年数は活躍した時期)。

系図 I Bonifazio I, ルッカ伯, トスカーナ公
811年

Beraldo
又はBerehario
又はBerengario 829

Bonifazio II, トスカーナ伯, 公, コルシカ総督
829

Adalberto I, トスカーナ侯, 公
847, 875

Bonifazio
伯 884

Adalberto II, トスカーナ侯, 公, 別名
il Ricco (富裕) 917没

Lamberto
トスカーナ侯, 公
931頃

Guido, トスカーナ侯, 公, 930頃没
:
:

この一族, 名前を特定すると, この Guido 侯より以下の子孫が生れたらしいという推定のための根拠が十分すぎる程ある。

Adalberto III, イタリア侯940生存

Oberto I, 別名 Obizo, イタリア侯, サクロ・パラッツォ伯, 951~972

Alberto 侯, 996

Oberto II, イタリア侯
994~1014, 以下系図II参照

Adalberto侯, 996

系図II. Oberto II イタリア侯
994~1014

Alberto Azzo I
イタリア侯, 伯 1014~29

Ugo侯, 伯
1014~38

Adalberto侯
1033
Castiglione
Alberto Azzo I
修道院創立者

多分Guido侯
1029

Alberto Azzo II イタリア侯, ルニジアーナ伯
エステ, ロヴィーゴ領主, 996頃誕生, 1097没 (ママ)
ブルンズヴィック, モデナ両公家の祖

Guelfo IV, 母はGuelfi家
出身 Cunegonda, 1071
ア侯
Baviera公となり, 1101没,
ブルンズヴィック家の祖,
英国ハノーヴァー王朝につながる。

Folco I, 母はメーヌ領主の息女
Garsenda, イタリア侯, モデナ公
(エステ) 家の祖

Ugo II, (母はメーヌ領主の息女
Garsenda) メーヌ領主, イタリア侯
:
この系統1164断絶

このようにして、M.はまず第一部の第XXVI章の終り（P.264）までを、Alberto Azzo IIの先祖探しに費し、さらに第XXXI章までの5章を、ドイツの Guelfi（ヴェルフェン）家の動向とその皇帝やイタリアのエステ家あるいはイタリアの所領との関係を論じるのに費し、第XXXII章（P.313）以下でようやくイタリアにおけるエステ家の直系の先祖 Folco とその系統を論じ、1215年に死んだ兄 Aldovrandino の跡を継いだ Azzo VII の治世まで書き継いだ時点で第一部を終っている。

第二部は、ページ数の点では、第一部の1倍半以上あるが、その叙述の仕方は、特に後半において著しく変化している。その変化を端的に示すのは、以下に示す、提示された文献数の時代別の表である。⁶⁹⁾

第一部	9世紀	1
	10世紀	12
	11世紀	53
	12世紀	54
	13世紀	28
	計	148
第二部	13世紀	20
	14世紀	22
	15世紀	9
	16世紀	7
	17世紀	1
	計	59
	総計	207

寄進状、封土の証書等々文献の種類は様々だが、いずれも公文書あるいはそれに準ずる権威ある文書で、常に全文が提示されているとは限らないが、多くの場合1ページ以上にわたって、原文のまま示されている。上の表によっても、この作品の叙述の仕方が、第二部の途中から大巾に変化したこと、特に15世紀以降を扱ったその第VIII章（P.202）以後ではそうになっていることが理解しうる筈である。9、10世紀に提示されている文献が少ないのは、適当な資料が乏しいからだが、15世紀以降に少ないのは、勿論その必要がないために他ならない。すなわち、本書の第一部では、M.はできるだけ証拠となる文献を提示して、それに基づいて論述を進めたのだが、14世紀ごろからは、エステ家の歴史はかなり明らかになっているので、証拠提示の必要が少なくなり、15世紀以降には、要所を確かめるだけで十分だということになる。また歴史書のたぐいも多いため、それらを比較考量して、個々の歴史事件を詳細かつ正確に記述するために、より多くの紙数が必要となる。こうして極端に言えば、同じ『エステ家史論考』という標題を付しながら、第一部と第二部の特に後半では、異質の作品とも言えるほど叙述の仕方が大きく変化しているのである。なお第二部の後半の叙

述は、『イタリア年代記』の叙述に近づいていると言えるであろう。『イタリア年代記』を余り高く評価しない^⑩Bertelli は、この作品の第二部をも余り重視しておらず、その本書に関する論考も、第一部の成立とM.のロンゴバルド族の再評価等といった第一部で扱われた問題を主として論じていて、はるかに大部の著である第二部をあまり問題にしていない、と見なすことができそうである。後に見るように別の見解もありうるが、先に見た要約にもそうした傾向が認められ、おそらく今日の我々にとっても妥当な態度であるといえるだろう。そこで以下に第一部の内容を手短に紹介し、ついで第二部の内容を表の形で示した後、次の章において、特に重要と思われる点や興味深い叙述をいくつか取り上げて論じておきたい。

まず英国王ジョージ一世 (Giorgio Primo) への 8 ページにわたる献辞があり、次に読者に対する 12 ページの序文が続く。その内容はいずれも真実と証拠を重視して、阿諛を避けるという方針を述べている。4 ページの目次、5 ページの年代順文書目録が続く。さらに 12 枚の系図が付けられているが、第一部には、他にも pp.57-66 および p.428 に系図が示されていて、直系のみならず、主な親戚をもある程度辿ることができる。なお序文 pp.21-22 に、簡単にではあるがライプニッツの功績が、出版の年死去したことも含めて記されている。

第一部は全 42 章より成っている。

Cap. I 996 年ごろ生れたエステ家の先祖 Alberto Azzo が、Welfi=Guelfi 家の Cuniza 又は Cunegonda と結婚し、莫大な持参金を得た。

Cap. II Alberto Azzo の義兄弟 Guelfo III の事蹟と死。1054 年彼が若くして、子なしで死んだため、A. A. と C. 夫妻の男子 Guelfo IV が母方の実家を継ぎ Baviera 公となる。その結婚について。

Cap. III A. A. は Cunegonda の死後、フランスの Maine 領主の娘 Garsenda と結婚、Folco と Ugo を得た。Ugo はノルマン人 Roberto Guiscardo 公の娘と結婚、その姻戚の身分の高さについて。

Cap. IV Guelfo IV は、皇帝 Arrigo III および IV と対立。叙任権闘争で法王に味方する。G. IV の子 Guelfo V はカノッサ女伯 Matilde と結婚するが、その後離婚。その理由は諸説あるが、結局女伯の性格と、政略結婚の方針に誤算が生じたためらしい。Azzo の結婚相手は別の Matilde だ。

Cap. V Alberto Azzo は侯 (marchese) だったが、その地位は高い。その他貴族の地位についての解説および伯と都市の関係 (後出)。要するに A. A. も領主の一人だった。

Cap. VI Alberto Azzo が有した Marca (辺境領) ははっきりしない。Marca 一般についての解説 (後出)。彼の祖先がミラノやジェノヴァの侯だった筈だ。1080 年ごろ、ミラノ市民は小領主の支配と戦う。ミラノに 3 人の領主がいて、エステ家は三番目。Azzo の孫 Obizo (ママ) が、1184 年 Federico I より封土を得た。

Cap. VII 1077 年 Folco と Ugo 兄弟に対し皇帝 Arrigo は莫大な領地を与えた。二人は父の存命中に相続した。教会から得た領地もあり、完全私有地もあった。当時はまだ Este 家とは呼ばれず、Este が家名となったのは 12 世紀以降 (後出)。ライプニッツが私より前に、エステ家とブルンズヴィック家が同根だと発見した。

Cap. VIII A. Azzo 侯の妻 Cunegonda の母 Irmentruda の実家, Baviera 公らの一族しらべ。p.57 に Cunegonda の家系図あり。それに, Garsenda, Guelfo IV の親戚, Ugo の姻戚等の系図が続く。

Cap. IX エステ家起源をめぐる古人による伝説は, トロイア起源説, フランス起源説, イタリア起源説, ローマの Azzi 家説等がある。

Cap. X M. 自身はゲルマン起源説を取り, ロンゴバルド人かバイエルン人 (Longobardi, ovvero, … Bavaresi) とみなす。ロンゴバルド人だからと言って, 恥じる必要は全くないこと。同族の高貴さについて (後出)。ヨーロッパの貴族はその大半がゲルマン起源である。また774年の Desiderio 王の退位後も, 同族はイタリアで勢力を保ち続けた。ロンゴバルド法とローマ法とサリカ法との関係 (後出)。エステ家は, ロンゴバルド法を遵守し続けた。

Cap. XI Alberto Azzo 父はもう一人の Alberto Azzo。その証拠となる文書, Vangadizza 修道院への寄進状その他。文書に用いられた用語の Corte とは何か。花押 (segno) の習慣について。

Cap. XII Alberto Azzo II の祖父つまり Alberto Azzo I とその兄弟 Ugo の父は Oberto 侯。A. A. I の兄弟 Ugo は, 有名なトスカーナ侯とは別人だが, やはりトスカーナ侯。A. A. と Ugo には他に兄弟 Adalberto がいる。ロンゴバルド族は均分相続制 (後出)。Ugo は子がなく, その所領は甥 A. A. II に伝わる。兄弟による Pomposa, Castiglione 等の修道院の創設。

Cap. XIII Adalberto, Azzo, Ugo にはもう一人兄弟 Guido と姉妹 Berta (Susa 侯妃) がいる。Berta はフランク族の Susa 侯 Manfredi と結婚したため, サリカ法に従う (後出)。M. 侯の系図。1002年, Oberto とその息子たちは, イタリア王と称した Ardoino に加担し, 1014年皇帝 Arrigo I に罰せられた。所領没収か。

Cap. XIV Oberto 親子は, 一度は所領を没収された筈で, 斬首説 (Galvano Fiamma) さえあるが, 実際は寛大な処置で復権し, 裁判にも加わる (M. その文書を発見)。Arrigo 帝の死後, 再びイタリア王を樹立する工作が生じたが, Corrado I の南下で実現せず。これまで Alberto Azzo の妻は不明だったが, Adelaide と判明する。当時侯の妃は伯妃 (Contessa) と呼ばれた。この章で M. がクレモナで発見した多くの文書を紹介している。

Cap. XV Oberto の父, Azzo II の曾祖父は Oberto I 侯で, 彼は Berengario II, Ottone I のころ生き, Sacro Palazzo 伯を兼ねる。Azzo I, II, Oberto II はルニジアーナ伯で, Oberto II らはミラノ侯領, エステ侯領など, ロンバルディーアやヴェネトの領地も有していたが, その根拠地はトスカーナのルニジアーナから, リグーリアのジェノヴァ領の東リヴィエーラ附近。Oberto の父は Odelberto つまり Adalberto。Oberto I は, 10世紀イタリアで最も著名な領主で, トスカーナ侯 Uberto とは別人である。

Cap. XVI Oberto I の判決 (962~72) 等の公文書より見たその領地。Federico I が後年エステ家にミラノやジェノヴァの侯領 (marca) を与えたのは, 先祖がその地を有したためだ。ルッカ, パルマ, ボッビオ等である。Oberto は Ottone I にもっとも親しい領主の一人で, エステ家の祖先。

Cap. XVII Oberto I から有力な家々が別れた。1024年, ルーニ司教と Malaspina の侯との紛争が,

ルッカの調停で妥結した際の文書が、エステ家の出身地や、枝分れした親戚を証言する。1124年当時、勢力を保っていた Folco, Pallavicino, Malaspina, Guglielmo という 4 人の侯は、曾祖父の代に、4 人の兄弟（従兄弟を含む可能性ありと M. はいう）で Oberto I の所領を四等分し、エステ家の先祖 Oberto II が父の所領の 4 分の 1 を継いだ。当時イタリアでは長子相続制が発達せず、特にロンゴバルド法では均分相続制が普通。

Cap. XVIII 1164年の Federico の証書は、Oberto I から、M. が当時も栄えた三名家が出たというもう一つの証拠。当時の均分制では、実際には分割されず、共有されることが多かった（後出）。それが所領が重複している理由である。遵守している法や国籍の変更は可能。その実例（後出）。1714年の旅で M. が Bianchi 家で貴重な資料を発見したこと。

Cap. XIX ルンジアーナの権利は、エステ家より Malaspina I 家に移行したが、痕跡は残る。司教と侯の関係についての規定（後出）。

Cap. XX トスカーナ各地の Oberto I の領地をめぐる、子孫たちの紛争。Adalberto を Oberto I の父とする、文献の中の証拠。

Cap. XXI Oberto I の父、Alberto Azzo II の高祖父は Adalberto. 1011年の文書による証明。977年の皇帝 Ottone II の文書は Adalberto と Obizo 親子と記されているが、Oberto I は Obizo と同一人物、Oberto が洗礼名で Obizo は後の名。Adalberto-Oberto I-Adalbert と続く。孫が祖父の名を継ぐことは多い。エステ家が、トスカーナ大侯 Ugo と親戚で、大 Ugo は子供がいなかったもので、エステ家はその所領を一部相続したらしい。

Cap. XXII 以前は安易に系図が作られ、同一の名前というだけで同一人物とされた。幸いまださかのぼる手がかりがある。この Oberto の父の Adalberto は、Liutprando が記した Ivrea 侯ではない。Ivrea 侯はサリカ法に従うフランク系で別人。ではこの Adalberto とは何者か。Guido の子で、Adalberto II の孫ではないか（と M. は推定）。Adalberto II とは、トスカーナ侯兼公で、コルシカ総督でもあり、Liutprando によって、イタリアで最も富裕と評された人物で、M. はルッカのドゥオモでその墓碑を見たことがある。813年にトスカーナ伯兼公 Bonifazio I がいて、その子 Bonifazio II がトスカーナ侯を継ぎ、878年に存在した Adalberto (I) はこの Bonifazio (II) の子とされる。917年にも Adalberto の名があり、その間を一人で治めるのは無理なので Adalberto は I, II の父子二代らしい。それら父子の姻戚は省略。Adalberto II (富裕侯) は、一部の学者が言うようにローマの Alberico の父親ではない。

Cap. XXIII Adalberto II は、ロンゴバルド族とする説もあるが、どうやら Bavarese (バイエルン) 族らしい。そこで、何故バイエルン族の Adalberto 富裕侯から、ロンゴバルド族のエステ家が生じたかという、連続上の疑問が生じる。しかし両者の所領が余りにも重複しているので、同一族らしい。ライプニッツは M. のこの推測に大いに賛同し、自著にも引用した (P. 219)。ライプニッツは、Adalberto 父子は本来はバイエルン族だが、その領地でロンゴバルド法が行われていたので、それを採用したと説明（後出）。バイエルン族出身でロンゴバルド王となった者も多く、両族の差はごく

わずかである。こうした説明で、エステ家は9世紀当初までさかのぼれた。Berengario, Matilde 女伯らも、ロンゴバルド族の可能性もある。ロンゴバルド族の弁護(後出)。Matilde 女伯の先祖とエステ家を結ぶ根拠はない。

Cap. XXIV (以下で, Oberto I より生じた傍系を論じる。) Oberto I から4系統の名門が分かれたのは973年。Adalberto, Alberti, Adelberto 等は同一の名。Adalberto, Alberto, Guido 等の寄進が多いこと。そこから分る, Oberto I の子孫の富強と信心深さについて。

Cap. XXV S. Venerio 修道院の寄進状には Alberto, Oberto が多すぎて系統が確定し難い。1060年の Oberto Obizo の遺言。彼は Oberto II の息子, 4人兄弟 Ugo, Azzo, Adalberto らの末弟で, Pallavicini 家の先祖らしい。Oberto 侯は叙任権闘争で, Matilde 女伯軍の反撃を受け敗走。その息子 Alberto, その子の1人に Oberto, その子 Ugo とつづくらしい。

Cap. XXVI 他の名門 Malaspina 家について。皇帝 Lambert 殺害伝説(後出)(898年)。姓(cognome)の発達と定着について(後出)。12世紀の Malaspini 家の人々。マッサ, カルラーを支配し, ルッカとも関係が深く, ダンテが礼讃した名門である。Guglielmo Francesco の系統では, 1184年に Guglielmo がマッサ侯となり, 1219年にサルザーナのポデスタが出る。これらの諸家の所領は中, 北イタリア各地に拡がる。G.F. は Oberto I の子の Adalberto の系統らしい。(ここで一応ルーツ探究は終る。)

Cap. XXVII Alberto Azzo II の子らに戻る。三人兄弟の内, Garsenda の子 Ugo が, 母の実家の所領を継ぎ Maine メーヌ領主となるが, 従兄弟や所領の主君英国王 Guglielmo (ノルマン人) らの妨害で逃げ戻り, 兄 Folco から領地を分けてもらう。

Cap. XXVIII 1097年 Alberto Azzo II 没。遺言で Folco がエステ家の長となる。兄 Guelfo IV が父の死を聞き, その相続権を主張してイタリアに攻め込む。やがて妥協が成立するが, ドイツ側の著者は事情にうとい。亡父 Azzo は Cunegonda との結婚前から極めて富強だった。

Cap. XXIX Guelfo IV が十字軍の帰路に没し(1107), Guelfo V と Arrigo III (il Nero) が継ぐが, G.V. が早世し, Arrigo il Nero が一人で統治。1117年, Arrigo はエステで裁判, Guelfi 家の権力が及んでいたことが分る。A. III は晩年に出家(1126没)。その娘 Judita が Svevia 家にとつぎ, Federico I を生む。1126年, A. III の子 Arrigo IV は Lotario 帝の娘 Gertruda をめとり, 皇帝となった義父の領地サクソニア公領と自分のバヴィエーラ公領と合併。1137年 Lotario 帝没。A. IV は皇帝選挙で, Corrado に敗れ, その権力が衰える。

Cap. XXX A. IV バヴィエーラ公領を皇帝らに奪われ, 1139年没。その子 Arrigo il Leone, サクソニアを守るために戦う。Corrado 帝が1152年に没。Federico I が就任。1115年, Matilde 女伯没。所領を教会に寄進したが, 皇帝は Guelfi 家に与える。Guelfo VI がそれを継ぎ, 併せてトスカーナ侯兼スポレート公に任命される。1152年 Guelfo 公は, ルッカの教会に対して特許状を与え, これが今日のルッカのムーネの自由の根拠となった。その他同種の文書が多い。

Cap. XXXI サクソニア公 Arrigo V il Leone は, Federico 帝によって Baviera 公領を返しても

らう。Guelfo VI の一人息子 Guelfo VII は1167年に皇帝のローマ遠征に従軍して、ペストで没。Federico が Arrigo il Leone を憎み始める。諸侯 Arrigo を攻め、皇帝の調停で和解。和平後 Arrigo はエルサレムへ行く。その留守に、皇帝が Arrigo 打倒を画策。皇帝はロンバルディーアで交戦中 Arrigo に応援を求めたが、ついに Arrigo は救援に行かず、腹を立てたとの説があった。しかし実は Guelfo VI と A.L. の所領が大きすぎたことと、法王庁側についたことが真の原因。皇帝はサクソニア、バヴィエーラ両公領の失権を宣言、ブルンズヴィックと Luneburgo の所領のみのこる。そこからグェルフィ党対ギベッリーニ党の争いが生じる。その争いの時期、名称の由来。M. は皇帝 Federico I を高く評価。皇帝は A.L. を追放。Guelfo VI のイタリア領を G. の甥である皇帝が入手し、家来を領主に任命する。皇帝は A.L. を条件付で許し、十字軍に出発。A.L. が帰国、皇帝が没(1189)。1191年 G. VI, 1195年に A.L. が没したが、後に敵意は残った。(以上でドイツ系の記述は打切られる。)

Cap. XXXII 直系の先祖 Folco I はヴェローナ、パドヴァ等に記録あり、エステをも領有。エステは、三兄弟共有か。F. I. には少くとも 4 人の男子 Bonifazio, Folco II, Alberto, Obizo そしてもう 1 人 Azzo がいた可能性がある。1134~40年ごろ、世代が交代。Bonifazio は子供なく没。Alberto には女子しかなく、Folco II の子 Bonifazio と、その叔父 Obizo I の系統が残る。

Cap. XXXIII Folco I の弟 Ugo del Manso の系統には Azzo III, Tancredi, Roberto の 3 人の男子がいる。ノルマン系の名前に注目(後出)。Tancredi が妻 Gota に贈った Masnade について(後出)。この系統は Tancredi の子 Manfredi の死(1164)と共に男系相続人を失い断絶した。

Cap. XXXIV Folco I の子 Obizo I ら三人兄弟が、父 Folco I が Santa Maria delle Carceri 修道院に寄進した土地をめぐる、その修道院と争い、1169年、71年、77年と 3 度文書を作製。Folco の子の Folco II, Alberto, Obizo ら 3 人の兄弟は共に侯で平等。1154年、Bonifazio, Folco, Alberto, Obizo の 4 人兄弟が、ドイツの Arrigo il Leone と協定、A.L. は封土であると認めることを条件に、イタリアを領土は、イタリア系のエステ家に譲る。bonae memoriae ということばは、皇帝存命中も付けることができる(p.342, 344)。

Cap. XXXV 1170年に Vangadizza の修道院長が、Alberto, Obizo に封土を与える。1177年、Federico I が法王 Adriano III とヴェネツィアで和解した際、エステ家では、Alberto, Obizo の兄弟とその甥 Bonifazio の 3 人が立会っている。1178年 Obizo がパドヴァのポデスタに就任。その時戦争を指揮、勝利を得て領地を拡大。甥の Bonifazio が、Obizo と Alberto 兄弟と争う。Obizo はまた沼沢地の帰属をめぐるエステのコムーネとも争い、皇帝の判決が残る(1182)。Obizo は一時 Federico I の不興を買うが、Ezzelino の調停で和解し、1184年ミラノおよびジェノヴァの侯領を与えられる。

Cap. XXXVI エステ家の権利は、ミラノ、ジェノヴァの他に、ピサ、シエナ等にもおよび、ポポロが自由を獲得し始めたので、実質はとも角、同家は皇帝に権利の確認を求め続けた。Obizo が、フェルラーラ支配の足場となる S. Romano 修道院の保護権も得る。さらにフェルラーラの名門 Adelar-

di 家の最後の息女である Marchesella を、ギベッリーニ党のライヴァル Torello と Salinguerra 父子の許から騙して連れ出し、Obizo の子 Azzo (または Obizo自身とする説もある) と結婚 (婚約?) させたが、Marchesella は適令期以前に遺言も書けない年令で死んだため、1187年、A.家のすべての財産はエステ家に移り、エステ家はフェルラーラに確かな地盤を築いた。Obizo I 時代に一族の財産が集中した。均分制と長子相続制の問題 (後出)。エステ家の紋章の由来。Obizo はレニャーノの戦いに、ロンバルディーア同盟側として参加したらしい。

Cap. XXXVII 1193年 Alberto の娘たちが叔父 Obizo I に対して、領地の問題で訴訟を起こす。女性の相続権の問題 (後出)。女性は原則として相続できない。Obizo が1194年6月に没。男子2人 Azzo V と Bonifazio (後妻の子で幼少) を得たが、Obizo の没時には、Azzo がすでに死に、その子 Azzo VI がそろそろ成人し始めていた。

Cap. XXXVIII Azzo VI が、まだ幼少の叔父 Bonifazio と共に、祖父 Obizo I の広大な領地を引継ぐ。1196年 Azzo 侯、フェルラーラのポデスタとなる。親子同名の時、子の名にはしばしば縮小辞がつけられる。叔父と甥も同様。1198年、パドヴァ近郊の Baone の領地をめぐる、サクソニア公 Arrigo (il Leone の息子) らと、Obizo I との争いに判決が下るが、その判決文こそ Guelfi 家とエステ家との関係を証明する決定的文書だ (後出)。皇帝 Arrigo VI をめぐるドイツの事情 (略)。

Cap. XXXIX Azzo VI がアンティオキア領主の娘 Alisia と結婚。その姻戚の偉大。持参金 (1204) の文書残る。皇帝位をめぐる Filippo と Ottone が争う。Azzo は Filippo を支持するが、Filippo が殺され、Arrigo il Leone の子 Ottone IV が南下。ヴェローナをめぐる Azzo は Ezzelino II, Salinguerra らギベッリーニ党と争い、一時は追放されるが、Ezzelino 軍を破り、彼を捕虜にした後釈放。1208年 Azzo は、フェルラーラのポポロにより、終身領主に選ばれた。Ottone の南下で風向きが変わるが、その宮廷に赴き、妥協して、一度は追放されたフェルラーラを奪回、法王 Innocenzo III より Marca d' Ancona を与えられる。皇帝 Ottone から同じ地位を与えられた。

Cap. XL Azzo は、法王と若き Federico II に協力してその最大の協力者となる。Azzo の幼い叔父 Bonifazio は、ギベッリーニ派に加担。甥 Azzo と権利を争い、皇帝 Ottone IV は、Bonifazio の言い分を認め、その領地を返すよう Azzo に命じた。また Azzo の虐政を非難する。Azzo はクレモーナ、ヴェローナ、ブレッシャ、フェルラーラ、パヴィーアらと組んで、ミラノ、ピアチェンツァらに対抗。1212年の同盟文書あり。同年 Azzo が若いのに急死、後にサヴォイア伯の娘 Leonora が生んだ Aldrovandino (ママ、通常 Aldobrandino) と、Alisia が生んだ Azzo VII を残す。Azzo VI の娘 (L. が生む) Beatrice は、Gemmola の修道院に入り、1226年に死に、遺体が奇跡を起こし聖女と認められた。その墓碑あり。

Cap. XLI Azzo VI の長男 Aldrovandino は、法王 Innocenzo III の命で、アンコーナ侯領回復に向う。エステその他の領地をめぐるパドヴァのコムーネと争い、圧倒され、パドヴァ市民権を取られる。貴族とコムーネの関係 (後出)。パドヴァ市民の乱暴は、法王や Federico II から非難される。Aldrovandino は Salinguerra と妥協し、法王 Onorio III からアンコーナ侯領を認めら

れる。1215年に没し、弟 Azzo VIIが後をつぐ。Aldrovandino の娘 Beatrice は1234年にハンガリー王 Andrea IIの後妻となるが、夫が死んだため逃げ戻る（後出）。

Cap. XLII Azzo VII は1212年幼くして父を失い、1215年兄も失う。しかし Alisia は1235年も存命。Alisia の許で兄の地位を継ぎ、法王 Onorio III, 皇帝 Federico IIらの支援を受けて地位を保つ。以下は第二部で語る。

第二部の構成は、以下の通り、各章がほとんど1人の君主を扱っている。すでに13世紀に入っているの、今日は勿論、M.の時代でも情報は結構多く、むしろ取捨選択が重要となった。すでに述べた通り、本論は第一部を中心に論じているので、第二部は次表を示すに留めたい。

Cap. I	Azzo VII.
Cap. II	Obizzo II. (フェルラーラを確保)
Cap. III	Azzo VIII. (モデナ, レッジョ, コマッキオを確保)
Cap. IV	Aldrovandino II, Niccolò I, Rinaldo II, Obizzo III.
Cap. V	Aldrovandino III.
Cap. VI	Niccolò II, Alberto.
Cap. VII	Niccolò III.
Cap. VIII	Lionello.
Cap. IX	Borso (この時より公Ducaに昇格)
Cap. X	Ercole I.
Cap. XI	Alfonso I.
Cap. XII	Ercole II.
Cap. XIII	Alfonso II.
Cap. XIV	Cesare (以後Alfonso の愛人 Laura 系なので、フェルラーラ, コマッキオを失う)
Cap. XV	Alfonso III.
Cap. XVI	Francesco I.
Cap. XVII	Alfonso IV.
Cap. XVIII	Fransesco II.
Cap. XIX	Rinaldo.
Cap. Ultimo	Francesco III.

以上の表を見ただけでも、本書の第二部が第一部に優るとも劣らぬ重要な内容を含んでいることが分るだろう。まず第一部は、まだ同家がフェルラーラやモデナ, レッジョ等、後年のエステ公領の中心を成す地域すら完全には確保していない時点で終わっているの、その領地の形成過程を辿る必要が残っている。さらにルネサンス期にアリオストやタッソなどを抱えて、華やかに開花したエステ家宮廷の全盛時代も、この第二部に含まれている。たとえばそうした宮廷文化の基礎を築いた Cap. IX の Borso 公についての叙述は、ブルクハルト以降のルネサンス君主像の先駆ともいえる、

一個の君主の理想像となりえているのではないだろうか。あるいはフランス王女 Renata が Ercole II と結婚した結果、イタリアでは珍しく、フェルラーラがカルヴィニストの拠点として多くの異端者を迎えたために生じた混乱 (Cap. X II) 等も、イタリア思想史の資料として (勿論カトリック司祭の筆になったという限界はあるが) 重要である。また Giulio II に代表される歴代の法王との関係や、スペイン、フランス、オーストリア等の強国の間で常に動揺し続けているエステ家のあり方、特に絶え間なく続く戦争の中で右往左往し続ける有様が、豊富な資料に裏付けられている。さらに Cap. XIV では、すでにコマッキオ論争で論じ尽したはずの Alfonso I と Laura の結婚について、その証拠を実に約80ページにわたって^⑦列挙、それが同時に当時のエステ家宮廷の儀式や生活を知る手がかりをも与えていてくれる。その問題に関連して、エステ家からフェルラーラとコマッキオを奪った法王 Clemente VIII の実家 Aldobrandini 家の人々が相継いで死に、同家が短期間の内に断絶したため、天罰と噂されたというエピソードを M. は伝える^⑧。さらに、M. 自身が生きた時代の、スペイン、ポーランド継承戦争を中心とした戦乱の実況も、同時代人の証言として十分価値が高いであろう。

第三章 『エステ家史論考』第一部の問題点とムラトリーにおける中世の発見

すでに見た通り、『エステ家史論考』は、その前半と後半とにおいて、叙述の仕方から内容の含む価値に至るまで、かなりの変貌を遂げている。またそのいずれがより重要であるかについても、読む人の立場によって、実際には簡単に決め難いと言えるであろう。たとえばリッチャルディ版の抄録でも、全32ページ中後半の20ページを第二部にあてている。^⑨ただ確かなことは、M. 以後のイタリア史研究にとって、第一部が他の書物では換えることのできない先駆的な役割を荷っているという事実であって、その点で、いかに重要な内容を有していようと、第二部はそれが論じているテーマに関して、あくまで複数存在している著書の1つに過ぎない、つまりワン・オブ・ゼムに過ぎないという違いが存在しているのだ。勿論 M. 自身にとってもそうであって、この書を著述したという体験が、後に自らも告白している通り、彼を新しい研究対象の前に導いたのであった。つまり第一部を書くために、必要やむなく直面し、一応の解決を与えねば先へ進むことができなかった諸問題の検討と確認とが、そのまま彼の後半生の課題として残り、それらとの苦闘の跡が、彼のいわゆる三大業績だと見なしでも、大きな誤解は生じないものと思われるのである。

では彼が第一部 (勿論第二部にもそうした問題がないわけではないが、本論では一応第一部に限定して論じる) で彼が直面し、一応の解決を与えた問題ではどのようなものだっただろうか。以下それらのいくつかを、抄訳をまじえながら具体的に眺めておく。

I. 貴族とは何か。Cap. V で、M. は侯 (marchese) ということだが、Azzo について誤解を生むことを憂慮する。すなわち「1500年以後、多くの貴族あるいは非貴族に分配され」^⑩、無数の侯が存在するようになったが、Azzo の頃には、ただの貴族は capitanei, militi, valvassori (1100年以後の

cavalieri に当るとする)と呼ばれ、「Duchi, Marchesi, Conti 公, 侯, 伯の称号を有する他の人々がこれら私的貴族の階層の上にいた」^⑦と貴族を上下に区分。公, 侯, 伯については, その区分について諸説があるとしながらも, 「まず私は, 議論の余地なく, ある都市 Citta の支配を委ねられた人々が伯 Conti である, そのことは多くの文書や古い史書から分ると言っておく」^⑧とし, Conti と市の領域 (contado) との関係を認める。公 Duchi は伯より上で, 複数の伯達つまり複数の都市を治める人々と規定。侯 Marchesi とは, 海辺のような辺境の地方 (Marca) を治める人のことだとする。勿論時代や地方で差異はあるが, 要するに三者共に大領主階級だとしている。なお1000年ごろは, 侯の妻は, 通常伯妃 contessa と呼ばれたと注意する^⑨。M. はまずこうしたことばの定義とその慣用から出発しなければならなかった。貴族と市との関係は再説する。

II. エステ家とロンゴバルド族およびバイエルン族との関係について。エステ家の出自については, 古来トロイア (ギリシャ) その他の諸説 (Cap. IX 参照) があったが, Cap. X の冒頭で次のようにその問題に決着をつける。「私が決定した第一の事柄とは, エステ家の起源を, 他の人々が行ったように, 古代ローマとかフランスなどに求める代りに, ゲルマニアに求めなければならないということである。何故ならこの高貴な一族の先祖は確実にそこからやって来ており, またわが Alberto Azzo 侯とその息子たちがロンゴバルド法で暮らし, その民族だと公言していたからである。したがって彼らはその起源がロンゴバルド族か, あるいは後に適当な箇所ですべての通り, バイエルン族出身で, その後ロンゴバルド国籍を採用したかのいずれかである。」^⑩さらに M. は教会等が流布した蛮族ロンゴバルドのいまわしいイメージを顧慮して, 何度となくこの民族の高貴さや優秀さを強調する。すでに私は『イタリア年代記』中のロンゴバルド族に関する記述の大要, 特にこの民族の各王の事蹟に関する紹介を行って^⑪, M. がこの民族に対して, フランク族等とは比較にならぬ程の強い愛着を示したことを記しておいたが, すでにこの当時から, ロンゴバルド族への愛着ははっきりと現われていて, 弁護にも熱がこもっているのである。勿論この部分でも M. は同族を賞賛し, タキトゥスの「少数であることがロンゴバルド族を高貴にしている。何故ならすべてがより多数で極めて有力な諸民族にとり巻かれながら, 服従によらず戦いにより, 危険を冒しつつ身を守っているから」^⑫という一文を引用して, その勇猛さを証明, さらにそのルーツがスカンディナヴィア半島に達するという, 後には認めた Paolo Diacono^⑬ の説をここでは妄説として斥け, 古来エルベ川より南, 当時のブランデンブルク侯領あたりに住んでいたと指摘している。それに引続き, 同族の侵入時期における蛮行を一応認めるが, それ以後は宗教心も篤く結構善政を布いたことを力説している^⑭。それ以後もこうした態度には変化が認められない。

ところが, この章で早くも, エステ家はロンゴバルド族もしくはバイエルン族だという推定が述べられていることも見逃してはなるまい。ここで約束された「適当な箇所」とは, Cap. XXIII のことで, かつてトスカナでバイエルン法に従っていた Bonifazio I 以来の侯たちが, 所領が重っている点から考えて, 確実にエステ家の先祖である Oberto 父子らの先祖だと見なさざるを得ないと推測されている箇所である。M. はこの箇所で, ライプニッツの権威をフルに利用して次のように記して

いる。

「すでに数年前から、私がトスカーナの Adalberti 侯たちから、Adalberto 侯の息子 Oberto I が由来しているのではないかという仮説を立てて来た根拠とは、以上のごときもの（領地が重っていることの例証）であった。すでに1711年に、私は（ドイツに存命中の文学者の誇りである）かの有名な Sig. Gotifredo Guglielmo Leibnizio あてに、こうした私のエステ家の系図を、二通のラテン語の書簡を添えて送っていて、彼はその内の一通を、その著書 *Scriptorum Brunsvicensia Illustrantium* 中で公刊して下さった（中略）。Leibnizio 氏は、私が発見したエステ家の先祖に関する推論を是認されただけでなく、（それが）大いにありうると思われる理由をもお伝えになった（中略）。実はトスカーナの Adalberti 侯がバイエルン族であるのに対して、我らの侯たちがロンゴバルド族だと公言しているという、私がこだわっていた事実が、彼には少しも問題にならないという。何故なら、彼がいうには、ルッカ伯 Bonifazio I の子孫（中略）が時と共にその出身にこだわらなくなり、その地方で最も普通に用いられていたロンゴバルド族の法に従ったということは、容易にありうることだからである。」^⑧

M. はライブニッツのこうした説明を受け入れ、国籍を変更した多くの実例を挙げて補強し、^⑨ エステ家のバイエルン族出身説を主張している。さらにロンゴバルド族に対してバイエルン族出身の王たちが何人も君臨したという事実を記した後、M. は「これらのロンゴバルド族の王たちは、バイエルン族出身であるにもかかわらず、二つの民族の間には、習俗や法の重大な近縁性が認められ、その結果一方から他方に容易に移行できたということを十分に示している」^⑩と推定している。

しかし率直に言って、M. のバイエルン族に関する記述には、先に見たロンゴバルド族のそれに認められたような熱意が感じられないようである。もしエステ家のルーツが、ロンゴバルド族からバイエルン族に遡及しようとすれば、M. は何故もっとくわしくこの民族について記さないのであろうか。たとえばその出身地や歴史について、少なくとも私の見るかぎり、M. はほとんど触れていない。第一エステ家がロンゴバルド族であると述べた時に彼が記した、その蛮行や、宗教上の難点に関する一切の釈明は、バイエルン族にルーツを求めることによってほとんど不要になるのではないだろうか。アリウス派異端の問題一つ取っても、バイエルン族出身の Teodolinda 王妃こそ、ロンゴバルド族のカトリック教化のために最も功績が大きかった教会の恩人ではなかっただろうか。ところが、M. はエステ家の美化のために最も好都合なはずのこうした利点をほとんど利用しようとはせず、むしろ「いわばこうして長らくロンバルディーアに土着したために、（中略）もはやその出身のことを考えたり、問題にしたりせずに、正当な権利でロンバルディーア（ママ）人だと自称できたのだ」^⑪として、彼らをロンゴバルド族と結びつけることに力点をおく。さらにバイエルン族がイタリアでは余りにも少なすぎたので、ロンゴバルド法、サリカ法、ローマ法いずれもの判事はいても、バイエルン法の判事はいなかったことも、エステ家のロンゴバルド族化の理由だとする。たしかにそれはもっともだが、やはり本来のルーツのはずのバイエルン族には二義的な意味しか与えられていないように思われる。あるいは、ライブニッツの保証にもかかわらず、二つの系図の結合にやや

自信が無かったとも取れなくもないが、やはりそれ以上に、M.がロンゴバルド族によせる愛情がこうした記述の仕方をさせたと見るべきではあるまいか。つまり理屈っぽく言えば、M.はエステ家そのもののルーツよりも、彼らが土着した結果採用することになった民族の法や習俗の方をより重視しているわけであって、結局はM.自身の先祖も含めた、イタリア中、北部の住民に伝わっていた法や習俗を追求していたわけである。M.の業績が、一見領主の御用学者の作業のようでありながら、それを越えたイタリア人の歴史の研究になりえている所以も、恐らくこうしたM.の関心のあり方に基づいており、ロンゴバルド族とバイエルン族との接合部が、はからずもM.のそうした関心のあり方の秘密を暴露しているといえるのである。

III. このようにM.はバイエルン族へと遡及する代りに、ロンゴバルド族の法や習俗の考察に重点をおく。特に法は重要で、M.がエステ家はローマ起源でもフランク起源でもないと推定する理由は、結局歴代の文書中で殆んど必ず見出すことのできる「我々が我々の民族に基づきロンゴバルド法に従って生きると公言する者 *qui professi sumus nos ex Natione nostra Lege vivere Longobardorum*」(たとえば p.81) という一文で明記されているために他ならない。たとえロンゴバルド族が古来いかに不評を蒙っていたとしても、ここまで明記されているには、開き直らざるを得ないという印象を受ける。ところでこのように彼らがロンゴバルド法に生きた結果が最も顕著に現われたのはやはり何と云っても、所領の相続に関してであったと思われる。フランク族のサリカ法とロンゴバルド法やバイエルン法^⑧の間には、相続に関して大きな差があったことが次のように指摘される。「後に見る通り、ロンゴバルド法に規制されている家族の内部では、フランス人たちの場合のように、長子相続制が行われていなかった。そうではなくて、息子たちは全員、父の封土、完全私有地のいずれをも、等しい割合で相続した。ただし別の仕方をうけないかぎり、兄弟たちは互いの協議の結果に基づいて、相続財産を分割することもあれば、共有して利用することもあった^⑨。」

しかし領地を余りにも細分すると、その一族の勢力が衰えることは目に見えている。領主ではなくとも、商人の場合でも同様で、私はフィレンツェの「家」においても、名目的には均分制としながら、主要な店舗などは共有という名目で最も実力のある者が宰配を振るい、しかも優先的に結婚して子孫を残すことによって、長子相続制と大差のない(不安定だが、実力者が残る点是有利な)制度を保持していたものと推定しておいた^⑩が、ロンゴバルド族の領主においても、まさにそれに似た方法が取られていたようである。しかし、権利を細分していくと、却って奇妙な結果を生じることも多かったようである。

「上に述べた通り、息子たちはお互いの間で、封土や完全私有地を分け合い、あるいは分割せずに各自自分の分を楽しんだが、その結果ある者は生き残り、さらに分け合ったりしたために、同じ土地や農園や管轄地が多くのある者を持つことになり、ある者には4分の1、他の者には6分の1、もう一人には10分の1、時にはそれ以上とか以下ということもあった^⑪」とか、エステ家が「広大で高貴な Lendenara の土地を、各自その一部の権利を持つ20人以上の小領主から買った^⑫」とか、あ

る夫人が「ポルチャーノ城の16分の1のさらに4分の1を聖ドナート教会に寄進する」⁹²などといった事態が頻発するのである。やはりこうした制度は、領主制にとっては不都合な点が多かったらしく、Cap. XXXVIでM.は次のように記す。「(フェルラーラの Adelardi 家の財産を入手したことを記した後) その上に、兄弟や甥たちの死のため先祖の所領が Obizo 侯の手中に入った結果、彼の勢力を安定させることになり、過去にもまして、エステ家の栄光を加えるのに役立った。(中略、ロンゴバルド族の封土が、均分制の故に Feudi Longobardi と呼ばれたことについて) これは家を保持し、拡散させるのにはたしかに有効な慣習だったが、先祖の栄光や勢力を保持するのには大いに有害だった。エステ家とその前の世紀にあれ程の輝きを放っていたのに、12世紀には歴史にも現われず、この当時の記録にも見られないのは、まさしくこの理由に依っている。」⁹³

ところで、この法における女性の地位はどうであったか。まずこの法に限らず、女性は結婚相手の法に従って生きねばならなかったことを、M. は Alberto Azzo II の叔母 Berta が、フランク族の Susa 侯に嫁して、サリカ法に従って生きた実例⁹⁴によって示す。次にロンゴバルド法の内部ではどうだったかという点が問題であるが、Cap. XXXVIIに、Alberto の娘 Adelasia と Auremplasia の姉妹が、父の所領を奪った叔父 Obizo を訴えた文書が示されている。そこでは十分慎重に、証人を集めて審議されたが、結局皇帝 Arrigo VIは、Obizo に有利な判決を下した⁹⁵とされていて、やはり他のゲルマン法⁹⁶と同様、女性に所領は認めていないらしい。しかし持参金をはじめ結婚の翌朝夫が妻に財産を送る Masnade⁹⁷ (朝の贈り物) 等という習慣等によって、ある程度の財産は認められていたようである。なお父と子とで国籍が変わっている実例がCap. XVIIIに示されている。結局ロンゴバルド法が歴史に最も深く関わっているのは、やはり均分相続制においてではなかっただろうか。ルネサンスはロンゴバルド族の支配した土地に開花したという指摘が行われたが、この制度がフランク族のような確固たる封建制の成立を妨げた点に、その理由の一部を認めることができないものであろうか。この制度に関するM.の洞察は極めて示唆に富んでいるように思われる。

IV. イタリアでは、貴族と都市との関係が北ヨーロッパと著しく異なっているというのは、今世紀に Ottocar によって行われた重大発見⁹⁸であるが、本書には早くもそうした特殊性に関する考察の芽が見出されるように思われる。Cap. Vの伯と都市の関係は、北ヨーロッパ的な図式でも成立するが、Cap. VIIIの司教と侯の関係ではその様相が変化する。そこでは司教ら教会人は通常侯ら貴族を封臣として封土を与えていたとされている。ところが司教とは、実は市民の統合のシンボリックな存在であることを考慮すると、貴族が形成途上のコムーネに仕えていると取れなくもない。さらにCap. XIX所収の1202年のルーニ司教と Malaspina 侯との和解の文書には、「10年間にわたって、司教は侯らに対して、その封臣と同様、侯らに不利になる臣従関係を何人とも結んではならず、(中略) 侯らも司教に対して、その封臣と同様、司教に不利となる臣従関係を何人とも結んではならない⁹⁹」という一文が認められる。ここでも領主が市の代表と対等の条約を結んでいるという印象が強い。Cap. XXXIXでは、Azzo VIがフェルラーラのポポロによって終身領主に選ばれたとされるが、

Cap. XLIではその子 Aldrovandino がパドヴァに攻撃され、Este(地名)やMontagnana, Scodesia等を奪われた上、服従を誓い、市民権を取るように強制される。「この市民権は、年に2～3ヶ月間市内に住むとか、コムーネの兵士に自領を通過することを許すとか、戦いに加わり要塞を守るとか、その他同種の市に対する義務を、新しい市民に対して強制したが、その代り少なからぬ特権も伴い、服従と同盟がミックスしたものだ^⑩」とされている。M.はこのころ市民権を取らされたのは、Aldrovandino だけではなく、Ezzelino da Romano や Morruello Malaspina も似たような目に会っているとしている^⑪。さらに小領主となると、否応なしに市内に組み込まれざるを得なかったわけで、Ottocar が指摘した領域国家としてのイタリア中世都市像が、かなり鮮明に描き出されているといえるのではあるまいか。こうした成果は、言うまでもなく、先入観を排して記録を忠実に辿った結果生じたものだった。

V. また本書が由緒ある名家の歴史である以上、姓(Cognome)の成立、名前の付け方、紋章の由来等等、「家」制度そのものに関連した考察も少くない。たとえばCap. VIIで「私はこの章を終えるに当って、我々のAzzo侯(II)が、エステ侯という名称をもそえるには至っていないことを記しておこう。私がそういう名称で呼ばれているのを見出すのは、次の世紀の彼の孫たちにおいてであり、以後はそうしたことを付けられ続けることになる。(中略、家名は所領によっていると記した後)このように我々の主君の家族も、エステの所領からその家名を得た^⑫」として、エステは出身地ではなく、かつてローマ人の植民地だったAtesteという所領だから、エステ家の姓となったd'Esteはda Esteではなく、di Esteだと指摘したGasparo Sardiの説が正しいことを認めている^⑬。さらにCap. XXVIでは、Lamberto 帝の人質となったミラノ公の子Azoが、狩りの途中眠りこんだ皇帝を、剣がないので棘で刺し殺して逃走してMalaspina(悪い棘)家の祖となったという伝説を紹介^⑭、勿論これは作り話で、当時は身体や性格の欠陥などに基づく仇名を遠慮なく貴族にもつけたので、Malaのつく姓が多いとし、Malaspinaも1100年ごろ同族の侯の1人に付けられた仇名に由来するとする^⑮。エステ家と同根のもう一つの名門Pallavicini家も、元来はPelavicino(隣人の毛を引き抜く者、がめつい奴という意か)に由来する^⑯とする。名前に関しても、Ugoの結婚によって、エステ家にTancrediなどというしゃれたノルマン系の名前が、一時期だけ侵入した様子(Cap. XXXIII)を記す。

その他文書に用いられるサイン(Segno, Cap. XI)、用語や書式(Cap. XXXIV)について等々、興味深い記述は無数にある。個人的なエピソードにしても、ハンガリーから身重のまま逃げ帰った(その孫が王位をついだ)というBeatrice(Cap. XLI)を始め、男女共結構多彩であるし、特にゲェルフィとギベッリーニ両党の争いについては、貴重な解説が行われている(Cap. XXXI)が、紙数も尽きたのでこの辺で打切らざるを得ない。

いずれにせよ、コマッキオ論争を経て、さらに本書第一部の執筆を終えたM.は、論争以前とは別人のごとく変化したと評しても過言ではあるまい。M.自身も、Porcia 伯あての有名な手紙の一節で、その変化を次のように認めている。

「その後私は、『エステ家史論考』、つまりいとも高貴なるエステ家の起源の執筆に着手しました。ここでは私は、他の私の誤りと共に、私が犯していた誤りの一つを打明けておきましょう（中略、それまでギリシャ、ローマの古代文明にのみ目を奪われていたことを告白）それとは逆に、それ以後の時代の産物とはいえば、歴史、作家、儀式、習俗、紛争のいずれもが私の目には煩わしく、私はその至る所に、つまらない、野蛮なもの（実際それがないわけではありませんが）を見出したのです。そして私は恐ろしい山の中や、惨めなあばら屋や野獣のような人々の中を一人で歩いているような感じがしたのです。それ故、たとえ私の手中に、そうした粗野な時代の何かの歴史とかちよつとした作品のたぐいが入ったとしても、私は一顧だに払おうとはしませんでした。今私は、自分自身を笑っています。あの野蛮なもの、あの恐ろしいものも（そのことを私は後になってようやく気付いたのですが）、悲劇や絵画においてそうであるように、その美しさと快さを有しているのです。何故ならあの醜いものも、結局教育や啓蒙に役立つばかりで、もはや害をもたらすはずはないからです。それに加えて、真理はそれ自体常に偉大な美であり、あの時代にもおおきな徳と、輝かしい偉業の美が存在していたのです。さらに私はこう言いましょう。すなわち学問の徒にとって、これらの後代（secoli bassi）の研究は、年を経た古代よりも豊かな報酬が期待される取引の相手国であると（後略）。」⁽¹⁰⁾

同じ書簡の中で、M. はその後完成させる *Antiquitates Italicae Medii Aevi* や *Rerum Italicarum Scriptores* の構想をもらしている⁽¹¹⁾ので、彼の最も偉大な二つの業績は、早くもこの1721年の時点で構想されていたことが分る。またそれらが『エステ家史論考』第一部の進行と共に形成されたことが、これまで見て来た事実によって理解される筈である。

注

第一章

- (1) 原題を直訳すると、「エステ家およびイタリアの古史」となるが、内容的にこう訳す。単なる歴史ではなく、考証を多く含む上に、同時代史までを含んでいるためである。テキストは、L. A. Muratori, *Delle Antichità Estensi ed Italiane*, Parte Prima Modena 1717 および Parte Seconda, Modena 1740による。なお近々Forni社から複製版が出て、入手しやすくなりそうである。
- (2) M. Càmpori 編 *Epistolario di L. A. Muratori*, Voll. I ~ XIV, Modena(完成は)1922.
- (3) Giulio Bertoni, L.A.Muratori, Modena 1939, pp.12-13. に同趣旨のことばがある。
- (4) たとえばD.E.I., L.U., あるいは小型のE.G.U.ecc.
- (5) L.A.M., *Piena Esposizione dei Diritti Imperiali e Estensi*, Modena 1712.
- (6) 正式の名称は, *Anecdota quae ex Ambrosianae Bibliothecae codicibus nunc primus eruit, notis ac disquisitionibus auget L.A.M.*, Milano 1697.
- (7) id., Vol.II, 1698.さらに*Anecdota Graeca*, Padova 1709もある。
- (8) id., *Delle riflessioni sopra il buon gusto*, Parte I, Venezia 1708, Parte I e II, Colonia ma Napoli, 1715.
- (9) id., *Della perfetta poesia italiana*...Modena 1706.
- (10) id., *Le Rime di Francesco Petrarca ...*, Modena 1711. (通常*Le Osservazioni*「考察」とよばれている。)

- (11) id., (編)の*Rerum Italicarum Scriptores*, Voll. I – XXIV, Milano 1723-38および, id., *Antiquitates Italicae Medii Aevi...*, Tomi I – VI, Milano 1738-42, id., *Annali d'Italia...*, Voll. I – X II, Milano 1744-9.が通常M.の三大業績とされている。
- (12) 実際は後に見る通り「第二の」方だった。注(2)のVol. IV, P.1331参照。
- (13) Gianfrancesco Soli Muratori, *Vita del proposto Lodovico Antonio Muratori*, Venezia 1756, pp.50-52.
- (14) M.Càmpori 編 *Corrispondenza tra L. A. Muratori e G. G. Leibniz...*, Modena 1892.
- (15) S.Bertelli, *Erudizione e Storia in L.A.M., Cap.III, Le Antichità Estensi*, Napoli 1960.
- (16) M.Rosa, *Echi dell' erudizione muratoriana nel 700*, *Studi Medievali* 1963,fasci.II所収の注(5)に対する書評。
- (17) 以下ライブニッツの評伝は主に, 下村寅太郎, *ライブニッツ*, 東京, 1983によっている。
- (18) 注(5)のBertelli, p.180.
- (19) L. A. M., *Opere* Vol. I, Milano-Napoli 年代不明の p.441の解説による。
- (20) 注(5), p.183.
- (21) Fontaniniは何度もそう述べているが, 特に, *Il Dominio temporale della sede Apostolica...*, Roma 1708, pp.23-4.
- (22) 注(2),Vol.III, p.1011.
- (23) id.,Vol.XIV, p.7047.
- (24) 注(5),p.184.
- (25) 注(2),Vol.III,p.1018.
- (26) 注(2).
- (27) 注(2).
- (28) 注(17),p.310.
- (29) id.,pp.311-2.
- (30) id.,p.62.
- (31) 注(5)p.P.188およびそのnota36.
- (32) 注(2),Vol.III, p.1096.
- (33) id.,p.1027.
- (34) id.,p.1051.
- (35) id.
- (36) 注15,p.188
- (37) id.
- (38) 注(2), Vol.IV, pp.1271-1292.およびid, pp.1299-1318の2通。
- (39) id.,p.1319.
- (40) id.,p.1293.
- (41) id.
- (42) id.
- (43) 以下各標題のページ数は, p.1274, p.1276, p.1281, p.1286である。
- (44) L.Chiappini, *Gli Estensi*, Varese 1967, p.11の注60
- (45) 注(2), Vol.IV, p.1331.
- (46) 注(2), Vol. XIV, p.7042.
- (47) 注(2), Vol.IV, p.1652.
- (48) id.,p.1666.
- (49) id.,pp.1666-7.
- (50) 注(2), Vol.V,p.1749. Rivaは当時エステ家のロンドン大使 Guicciardiの秘書としてロンドンにいた。注(5)の p.216参照。
- (51) id.,pp.1771-2.
- (52) 注(4), p.269.なおBertelliが注(5)p.210で引用している。
- (53) 注(7), p.89およびpp.135-6.

- (54) 注(2), Vol.V, pp.1774-5.
- (55) 注(2), Vol.Vの冒頭のCronografia Muratorianaのp.XI, 1716年5月の項。
- (56) 注(2), Vol.V, p.1788.
- (57) id.,pp.1788-9.
- (58) 注(5), p.216によると, Rivaは1716年1月24日のM.あての手紙と共に, この問題についての小冊子を送ったとされる。
- (59) 以下の手紙は注(2), Vol.V, pp.1813-4, p.1835, pp.1844-5.
- (60) id.,p.1845.
- (61) 注(17), p.323
- (62) id.,p.14.
- (63) 注(2), Vol.Vのpp.1848-9.
- (64) id.,p.1856.
- (65) id.,pp.1891-2.
- (66) id.,p.1897. なお翌日日付のルッカ在住A.P.Berti宛ての手紙で同書が2日前に印刷が完成したとあるので, 厳密には9月8日に完成したと見なしうるであろう。

第二章

- (67) 注(9), p.442.
- (68) 注114の書で, 巻末の系図I。
- (69) 第一部の巻頭の序文の後に付けられた Indice de' Documenti...pp.XXVII-XXXIおよび, 第二部の序文の後に付けられた, Indice de' Documenti(ページ記入なし, 3ページ)によって作製。勿論文中の短い引用文は挙げられていない。
- (70) 注(5), Cap.VIおよび拙稿L.A.ムラトリーの『イタリア年代記(Annali d' Italia)』に関するノート そのIー古代ー, 大阪外国語大学学報 第70-3号(1985)所載, p.92参照。
- (71) 注(1), II, pp.422以下。
- (72) id.,pp.419-20.

第三章

- (73) 注(9), pp.444-75.中のpp.456-75.参考のため第一部の3つの引用箇所は, 要約に下線を引く。第二部の引用箇所はIIーIX, Borso d'Esteの賢明な統治, IIーXI, Giulio IIとAlfonso d'Esteの駆け引き, IIーXII, ErcoleIIが法王Paolo IIIをフェラーラに迎える, IIーXIII, フランス王女 Renata をめぐる異端者の活動 (Calvinoの到来など), IIーXIV, ClementeVIIIの幸運は正しさの証拠にはならないこと, IIーXIX, Vittorio Amedeo II(サヴォイア王)が, 戦場で乗馬が倒れる危機を体験して, 占星術を信じるようになったこと, IIーXIX, フランス軍の將軍Pezè侯が, スペイン継承戦争時代にモデナに滞在して強引な徴発をくり返し, 人民を苦しめたこと, の7箇所である。
- (74) 注(1), Parte Prima, p.24.
- (75) id.,p.25.
- (76) id.,p.26. 伯と侯についてはp.27.
- (77) id.,p.120.
- (78) id.,p.70.
- (79) 拙稿, L.A.ムラトリーの『イタリア年代記(Annali d'Italia)』に関するノート その3ー中世ー, 『大阪外国語大学学報』第72-3号(1986)所載, 特にp.66で, この記述の例外的な価値を指摘。
- (80) 注(1), Parte Prima, p.71(Lipsius流の読み方とされている)。
- (81) id.,p.71. M.のPaolo Diacono評価は, 晩年になってはるかに高くなったらしい。
- (82) id.,p.72.
- (83) id.,p.219.
- (84) id.,pp.220sgg.
- (85) id.,p.221.

- (86) id.,p.220.
- (87) 後に見るロンゴバルド族の均分相続制は、バイエルン法でも行われていたらしいことが、世良晃志郎訳『バイエルン部族法典』, 東京 1985, p.306の「兄弟は父の遺産を平等に分割すべし」という規定から推察しうる。
- (88) 注(1), Parte Prima, p.101.
- (89) 拙稿, ドナート・ヴェッルーティの『家族年代記』についてその(二), 『大阪外国語大学学報』第51号(1981)所載, pp.98-9参照。
- (90) 注(1), Parte Prima, p.163.
- (91) id.,p.164.
- (92) id.
- (93) id.,p.355.
- (94) id.,p.78.
- (95) id.,p.364.
- (96) たとえば 久保正幡訳, 『サリカ法典』, 東京 1985, p.159では女性に領地を与えることは許されないとされている。
- (97) 注(1), Parte Prima, pp.334-5.
- (98) オットカール, 清水・佐藤訳『中世の都市コムーネ』, 東京 1972参照。
- (99) 注(1), Parte Prima, p.179.
- (100) id.,p.413.ただしM.は領主が受けた恩恵にも触れていることも忘れてはなるまい。いわゆる階級闘争史観のように, 市民の一方的勝利とは見なしていない。
- (101) id.,p.413.
- (102) id.,p.50.
- (103) id.
- (104) id.,p.254.
- (105) id.,p.255.
- (106) id.,p.257.
- (107) 注(19)所収, Intorno al metodo seguito ne' suoi studi, Lettera all' Illustrissimo Signore Giovanni Artico conte di Porcia, pp. 26sgg.
- (108) id.,pp.29-30.